

宇陀市男女共同参画計画（第2次） （素案）

平成30年（2018年）○月
宇 陀 市

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 世界・国の動き.....	3
5 奈良県の動き.....	5
6 宇陀市の動き.....	5
第 2 章 本市の男女共同参画にかかる状況	6
1 人口の状況.....	6
2 世帯の状況.....	7
3 就労の状況.....	8
4 生活困窮者自立支援の状況.....	9
5 就学援助費支給認定者数の状況.....	9
6 第 1 次計画の評価とアンケート調査結果.....	10
7 本市の男女共同参画の課題.....	14
第 3 章 施策の基本目標	16
1 計画の基本理念.....	16
2 計画の基本目標.....	17
3 施策の体系.....	19
4 施策の内容.....	20
基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識づくり.....	20
基本目標 2 男女がともに参画できる社会づくり.....	29
基本目標 3 男女がともに活躍できるまちづくり.....	40
基本目標 4 すべての男女が安心して暮らせるまちづくり.....	52
基本目標 5 あらゆる暴力を根絶するための環境づくり.....	59

第4章 計画の推進.....	63
1 推進体制.....	63
2 第2次計画における数値目標.....	64



第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

本市では、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、生涯にわたっていきいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざすため、平成 20 年（2008 年）3 月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開してまいりました。

しかしながら、取組の成果はあったものの、依然として根強い固定的性別役割分担意識※など男女共同参画に関する様々な課題が残る中、社会は本格的な少子高齢化の時代に入り、世帯構成の変化や地域経済の担い手不足、貧困など格差の拡大といった新たな局面を迎えています。

このような中、国は平成 25 年（2013 年）6 月に成長戦略の柱の一つに「女性の活躍」を位置づけ、平成 27 年（2015 年）8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性活躍が経済の持続的発展に不可欠であることを明示しました。

本市の「宇陀市総合計画」に掲げる基本目標「一人ひとりが輝き個性・創造を育むまち」の実現においても、男女が意欲と能力に応じて生き生きと働ける環境づくりの実現が重要な施策の一つに位置づけています。

このたび、平成 29 年度（2017 年度）で宇陀市男女共同参画計画が満了となることから、計画の実績を基に点検と見直しを行い、本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、『宇陀市男女共同参画計画（第 2 次）』として策定するものです。

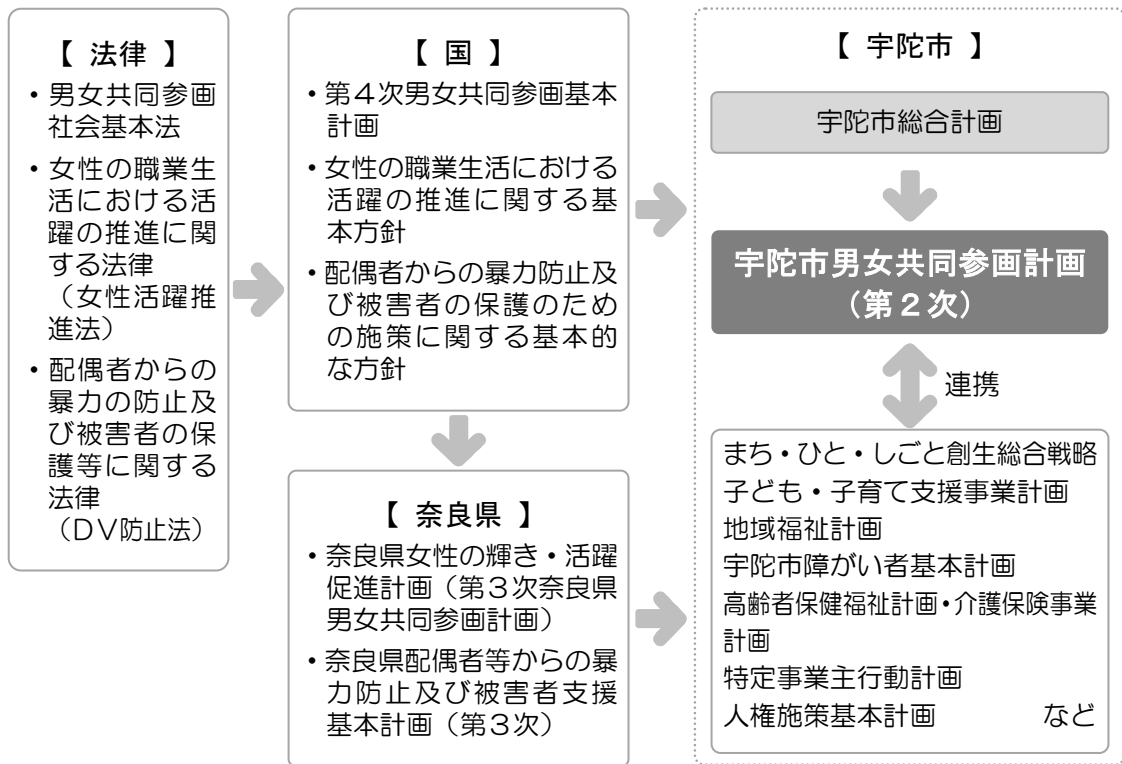
※固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「宇陀市女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」※第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」である「宇陀市DV対策基本計画」として位置づけます。

また、本計画は、「宇陀市総合計画」を上位計画として、福祉・教育・まちづくりなどの各分野で定める個別計画との整合性・連携を図り策定するものです。



3 計画の期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成27）年8月に成立。10年間の時限立法。2016（平成28）年4月1日から、301人以上の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。常時雇用する労働者が300人以下の民間事業所については努力義務。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止、および被害者の保護を図ることを目的とする法律。

4 世界・国の動き

(1) 世界の動き

① 男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年（1976 年）から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和 54 年（1979 年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

平成 7 年（1995 年）に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年（2000 年）の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年（2015 年）の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

(2) 国の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和 52 年（1977 年）に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62 年（1987 年）に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年（1996 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17 年（2005 年）に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。平成 22 年（2010 年）12 月には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成 27 年（2015 年）に「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の活躍促進に向けた男性中心型労働慣行等の変革や困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策等といった、更なる男女共同参画に向けての取組が進められています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年（1985 年）の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会※づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。さらに、平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を制定し、女性の個性と能力を十分発揮して職業生活において活躍できるよう推進しています。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年（2000 年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）、平成 26 年（2014 年）と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、区市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて取組の充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス※”の取組

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組があります。これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年（2007 年）に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22 年（2010 年）には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別や年齢などに関わらず誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで選択・実現できる状態のこと。

5 奈良県の動き

奈良県では、平成 13 年（2001 年）に男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女平等実現の基盤となる「奈良県男女共同参画推進条例」を公布・施行し、平成 14 年（2002 年）には「なら男女共同参画プラン 21（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版））」（平成 14 年度（2002 年度）～平成 17 年度（2005 年度））を策定しました。その後、平成 18 年（2006 年）に「なら男女 GENKI プラン（奈良県男女共同参画計画（第 2 次））」（平成 18 年度（2006 年度）～平成 27 年度（2015 年度））を策定しています。

平成 28 年（2016 年）には、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」（平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度））を策定し、「奈良県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会を実現します」を基本理念に掲げ、施策を推進しています。

6 宇陀市の動き

本市は平成 18 年（2006 年）1 月に、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の 4 町村の合併により誕生しました。これまでも旧町村において、啓発事業等、それぞれに男女共同参画推進に向けての取組を進めてきていました。

本市においては、市民環境部人権施策課（現：人権推進課）が男女共同参画政策を所管し、平成 18 年（2006 年）3 月に「宇陀市男女共同参画講演会」を開催し、12 月には「宇陀市男女共同参画計画策定委員会」を発足させ、本計画の策定に向けて協議を行ってきました。また、平成 19 年（2007 年）2 月に「男女共同参画社会をめざす住民意識実態調査」、3 月に「小中学生男女共同参画社会をめざすアンケート調査」を実施し、幅広い年齢層の男女共同参画に対する意識の把握を行いました。その後、これらの調査等をともに、平成 20 年（2008 年）3 月に「宇陀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成 29 年度（2017 年度）で、この「宇陀市男女共同参画計画」が満了することから、平成 29 年（2017 年）2 月に市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、これらの調査結果及び今までの事業の進捗状況等を勘案し、新たな「宇陀市男女共同参画計画（第 2 次）」を策定しました。



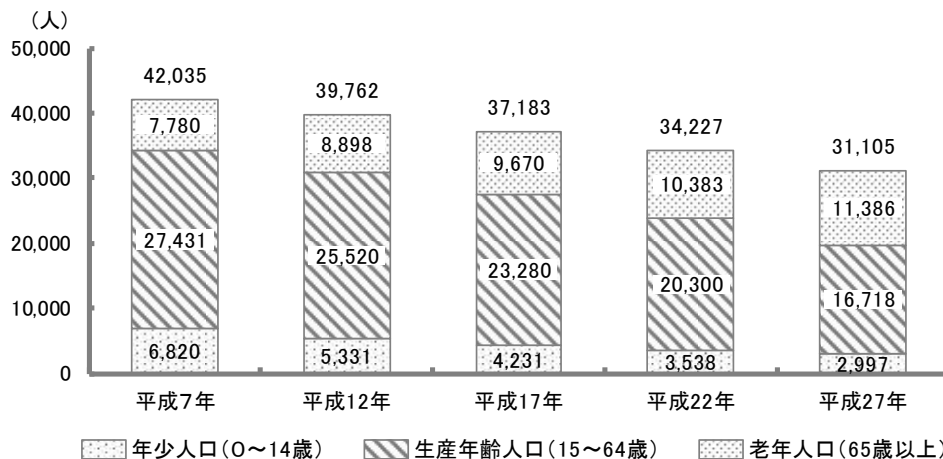
第 2 章

本市の男女共同参画にかかるとる状況

1 人口の状況

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成 27 年（2015 年）で 31,105 人となっています。また、年齢 3 区分別でみると、老年人口（65 歳以上）は年々増加している一方で、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）は年々減少しています。

年齢 3 区分別人口



資料：国勢調査

年齢 3 区分別人口の構成比をみると、老年人口（65 歳以上）の割合が年々上昇しており、平成 27 年（2015 年）で 36.6%となっています。

年齢 3 区分別人口

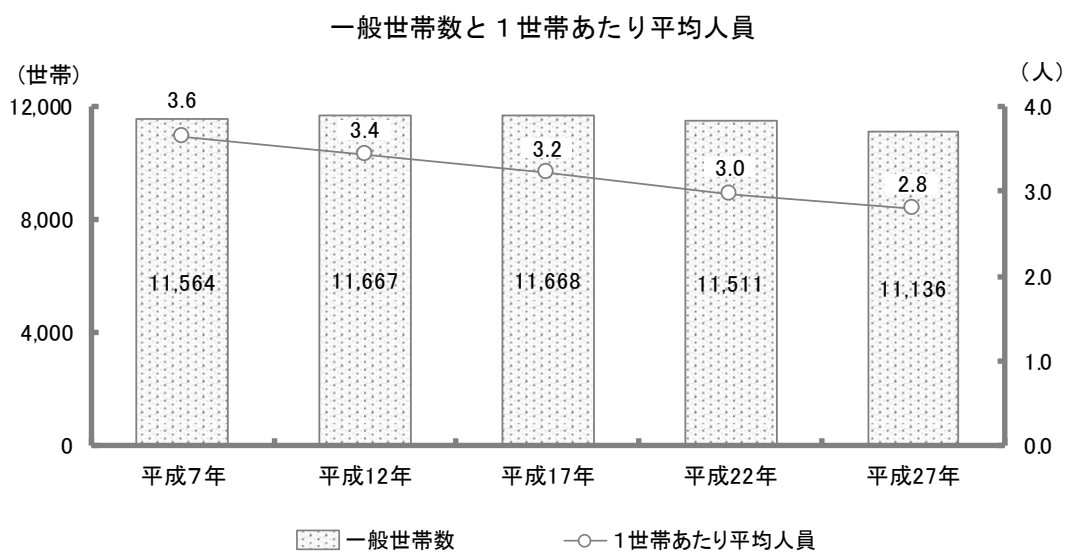


資料：国勢調査

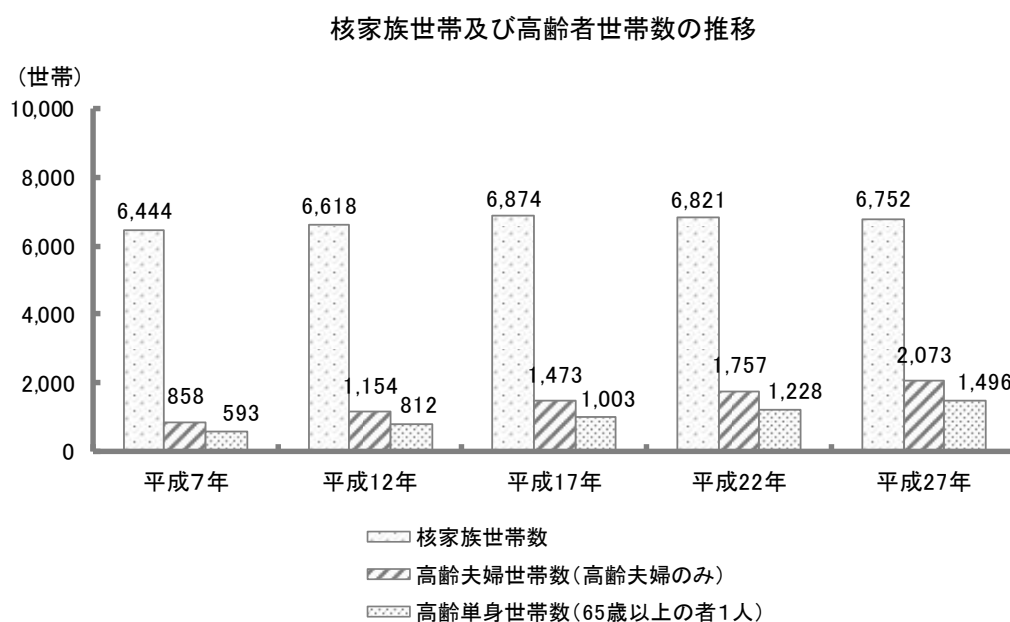
2 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向がみられ、平成27年（2015年）は11,136世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年（2015年）は2.8人となっています。

核家族世帯数は、平成17年（2005年）までは増加していましたが、平成22年（2010年）以降は減少しています。高齢夫婦世帯数（高齢夫婦のみ）、高齢単身世帯数（65歳以上の者1人）は年々増加しています。



資料：国勢調査

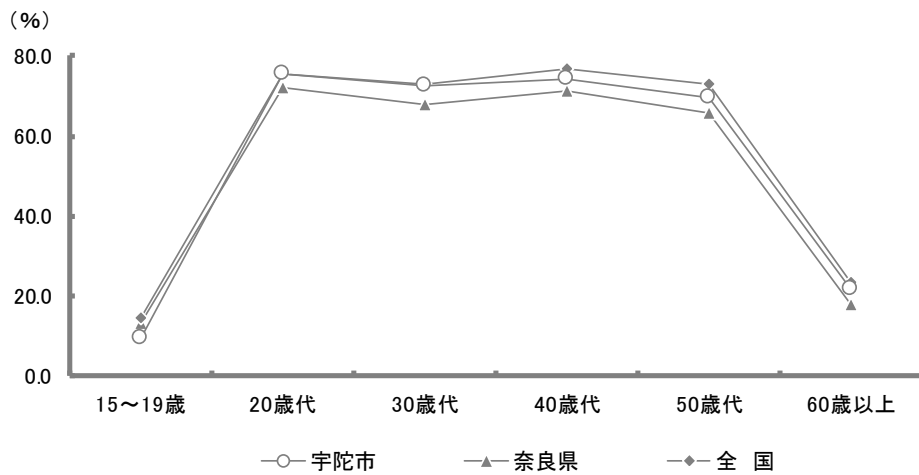


資料：国勢調査

3 就労の状況

平成 27 年（2015 年）国勢調査における女性の労働力率を県や国と比較すると、30 歳代の女性の労働力率は県より高く、72.7%となっています。

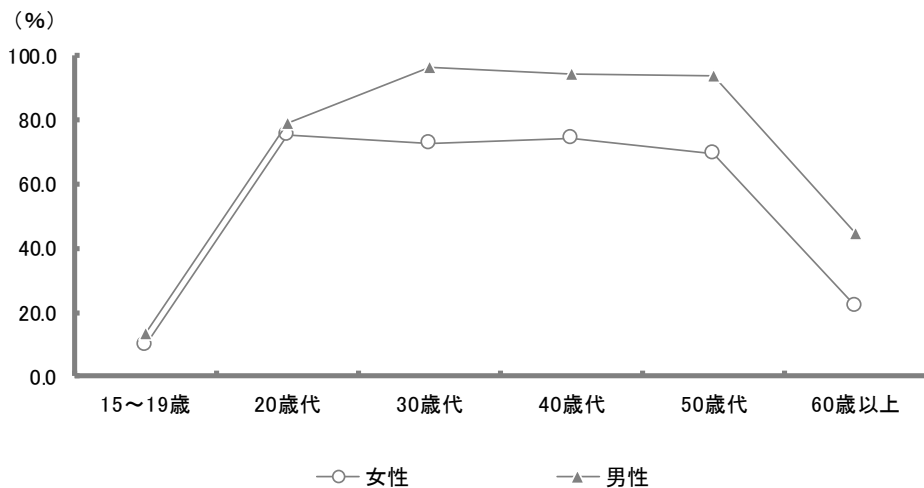
女性の労働力率



資料：国勢調査（平成 27 年）

男女別労働力率をみると、15~19 歳、20 歳代でほぼ同水準で推移しており、30 歳代以上ではいずれの年代でも男性が女性を上回っています。

男女別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

4 生活困窮者自立支援の状況

生活困窮者※立相談支援窓口での相談者数についてみると、平成 28 年度で新規相談者数は 14 人、前年度からの継続は 5 人となっており、合計 19 人となっています。

平成 26 年度からは大きな変化はなく、20 人程度を推移しています。

生活困窮者自立相談支援窓口での相談者数について

単位：人

年度	新規相談者数		前年度からの継続		合計	
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
平成 26 年度	18		0		18	
	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(9)
平成 27 年度	15		5		20	
	(12)	(3)	(2)	(3)	(14)	(6)
平成 28 年度	14		5		19	
	(7)	(7)	(4)	(1)	(11)	(8)

5 就学援助費支給認定者数の状況

就学援助認定者数※でみると、要保護の人数はほぼ横ばいで推移しています。また、準要保護でみると、年々減少傾向にあり、平成 28 年度（2016 年度）では小学校で 104 人、中学校で 71 人となっています。

就学援助認定者数について

単位：人

年度	要保護		準要保護	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成 24 年度	6	7	114	84
平成 25 年度	6	5	109	70
平成 26 年度	5	5	101	72
平成 27 年度	5	4	100	78
平成 28 年度	5	7	104	71

※生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

※就学援助認定者

学校教育法第 19 条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒。

6 第1次計画の評価とアンケート調査結果

(1) 第1次計画の評価

「男は仕事、女は家庭」と意識する割合（女性）、「市職員の管理職に占める女性の割合（課長級以上）」、「女性の就業率（35～49歳）」の指標では、割合が10ポイント以上増加しており、改善がされています。

一方、「自治会における女性の会長の割合」、「男性の育児・介護休業の取得率（庁内）」、「校長・教頭職への女性職員の占める割合」が減少しており、悪化傾向がみられます。

検証指標	目標	計画策定時	現状
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100%に近づける	男性：64.5% 女性：55.0%	男性：67.7% 女性：58.4%
「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 （「どちらかといえば正しいと思わない」 「正しいとは思わない」の割合）	100%に近づける	男性：52.4% 女性：57.4%	男性：63.5% 女性：67.1%
審議会等における女性の登用率	30%（国参照）	14.5% （平成19年（2007年） 4月1日）	21.7% （平成29年（2017年） 3月31日）
市職員の管理職に占める女性の割合 （課長級以上）	女性管理職の増加	22.4% （平成19年（2007年） 4月1日）	32.9% （平成28年（2016年） 4月1日）
自治会における女性の会長の割合	20%に近づける	3.3% （平成19年（2007年））	1.4% （平成29年（2017年） 4月1日）
男性の育児・介護休業の取得率（庁内）	5%	3.2% （平成18年（2006年））	1.42% （平成28年中（2016年）： 介護のみ）
女性の就業率（35～49歳）	60%（奈良県参照）	57.5% （平成17年（2005年））	68.6% （平成27年（2015年） 国勢調査）
校長・教頭職への女性職員の占める割合	継続的に増加	7.1% （平成19年（2007年））	10.0% （平成29年（2017年） 4月1日）

(2) アンケート調査の概要

① 調査の目的

「宇陀市男女共同参画計画」を見直し、新たな「宇陀市男女共同参画計画(第2次)」の策定にあたり、市民の方の男女共同参画に対する課題やニーズを把握するため実施しました。

また、働く女性・男性の就業実態と企業経営者・責任者の方が、男女共同参画推進についてどのような意識を持っているか実態を把握するために事業所の調査についても実施しました。

② 調査対象

- ・宇陀市在住の18歳以上の方の中から男性1,000人、女性1,000人を無作為抽出
- ・従業員20人以上の市内の事業所

③ 調査期間

平成29年(2017年)2月10日から平成29年(2017年)2月24日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

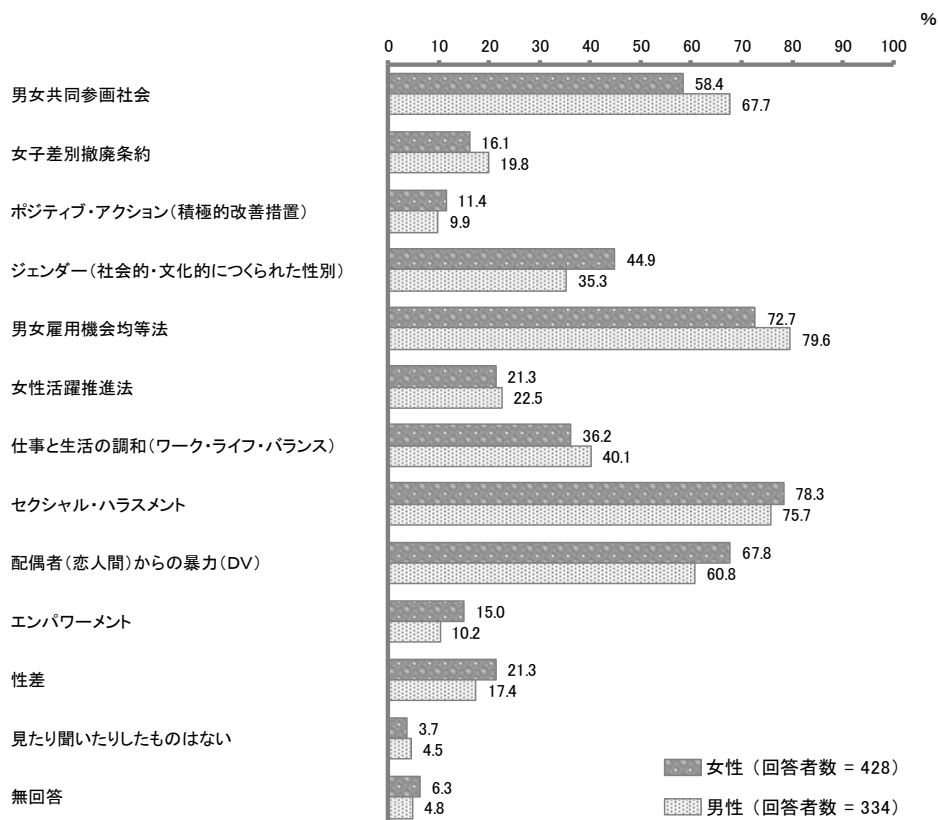
⑤ 回収状況

一般調査：2,000通配布、775通回収(有効回答数38.8%)

事業所調査：22通配布、12通回収(有効回答数54.5%)

男女共同参画に関する用語の周知度を性別にみると、男性に比べ、女性で「ジェンダー※（社会的・文化的につくられた性別）」「配偶者（恋人間）からの暴力（DV）」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「男女共同参画社会」「男女雇用機会均等法」の割合が高くなっています。

用語の周知度について



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

7 本市の男女共同参画の課題

第1次計画の体系に沿って、本市の男女共同参画の課題をみていきます。

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進める必要があります。
- 家庭・保育所・幼稚園・こども園・学校における男女平等教育の充実が必要です。
- 性別に関わりなく、多様な学習機会を選択できる環境づくりが重要です。
- 生涯学習や社会教育において、男女平等の理念を推進する教育・学習が必要です。

(2) 男女の人権を尊重する社会づくり

- 市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。
- DV等をはじめとするあらゆる暴力等の被害者が相談しやすい相談体制の整備、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に対応する必要があります。

(3) 男女がともに支え合う家庭づくり

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間の短縮や休暇取得の推進、子育て支援や介護サービスの充実などが必要です。

(4) 男女共同参画による地域づくり

- 男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発する、参画意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけづくり等が必要です。

(5) 働きやすい職場づくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠です。
- 育児休業や介護休業制度の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発が必要です。
- 女性のチャレンジに対する支援策の充実が求められます。
- 農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組める環境づくりが必要です。

(6) だれもが参画できる環境づくり

- 市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、男性・女性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。
- 市内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを持って関係づくりを図っていくことが重要です。
- 介護が必要な高齢者やその家族をはじめ、障がい者やひとり親家庭などがあらゆる社会に参画できるよう、相談支援、自立支援に向けた体制づくりが必要です。
- 社会的に不利な立場に置かれ、支援を必要とする世帯には多面的に支援する必要があります。



第 3 章

施策の基本目標

1 計画の基本理念

男女共同参画の基本となるものは、人権の尊重です。男女が互いの個性や価値観の違いを認め合い、性別にとらわれず、思いやり、ともに責任を担い、誰もが自分らしく生きられる社会、そして男女が家庭・地域・職場等のあらゆる分野において参画する機会が確保される社会をつくるのが大切です。

しかし、社会の制度や慣行、そして人々の意識の中には、いまだに性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、真の男女平等の妨げとなっています。

この固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いの人権を尊重し認め合うこと、また男性、女性が自立した人間としてあらゆる分野に参画し、その責任と義務を担う社会を築くことが男女共同参画社会の実現につながり、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていくこととなります。

本市では、第1次の宇陀市男女共同参画計画の成果と課題に基づき、宇陀市総合計画や部門別計画との整合性を図りながら、男女がともに自らの能力を発揮し、社会で活躍できるよう、男女共同参画の意識を高め、女性と男性とのパートナーシップのもと、誰もが参画できる環境づくりを実現し、宇陀市の未来を築いていくことをめざして基本理念を次のように掲げ、計画の推進を図ります。

私たちはパートナー
ひとひと 女性と男性 ともに築こう宇陀の未来



2 計画の基本目標

(1) 男女がともに尊重し合える意識づくり

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行に捉われない意識づくりを進めます。

また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育っていけるよう環境の整備に努めます。

(2) 男女がともに参画できる社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進します。

(3) 男女がともに活躍できるまちづくり

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。そして、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことができる環境づくりを促進します。

(4) すべての男女が安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりが必要です。このため、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解の促進など、市民一人ひとりが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。また、健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を推進する上で重要であり、健康づくりを心身両面から支援します。

(5) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

市民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

3 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 基本施策 】



4 施策の内容

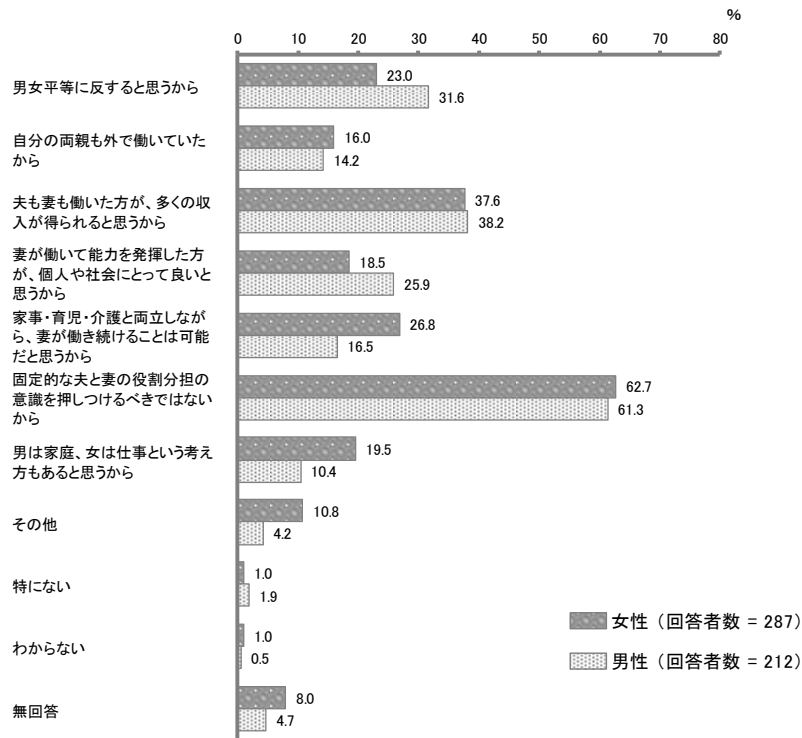
基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識づくり

(1) 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発

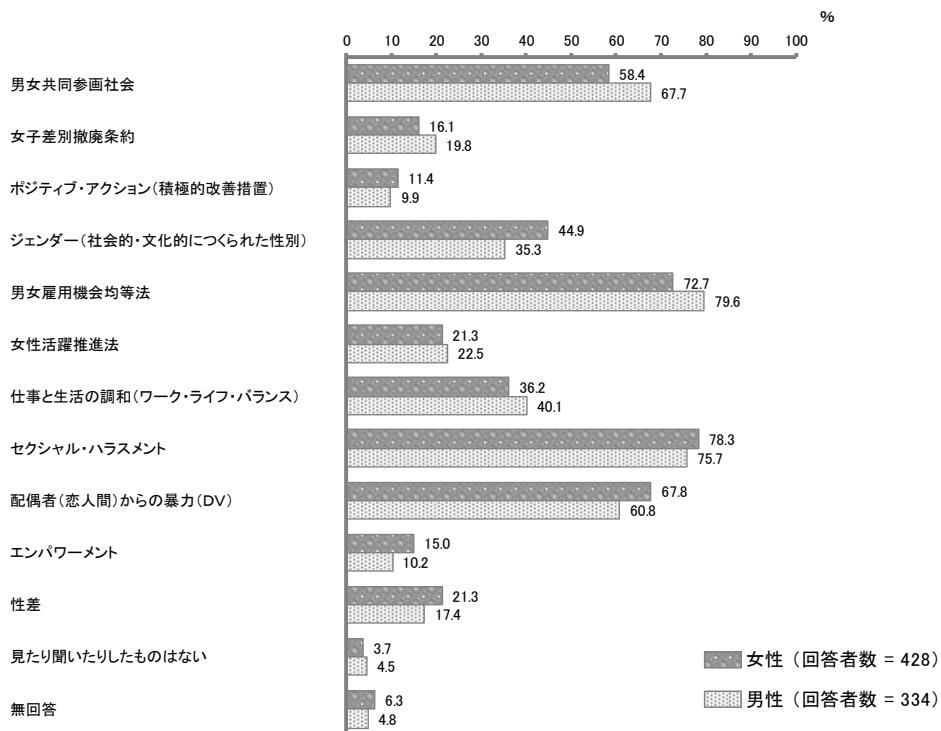
【現状・課題】

- アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、“そう思わない”が男性で63.5%、女性で67.1%と前回調査に比べ男女とも約10ポイント増加しています。また、その理由は、男女とも「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が6割以上と最も高くなっています。
- 「男女共同参画社会」「男女雇用機会均等法」「セクシャル・ハラスメント」「配偶者（恋人間）からの暴力（DV）」という用語の周知度は、6割以上と高くなっていますが、ワーク・ライフ・バランスについては、「言葉も内容も知らない」が女性で42.1%と高くなっています。
- 数年前に比べて、男女共同参画が進んでいると思うかについて、「男女共同参画を意識したことがない」が女性で17.3%、男性で8.4%と前回調査に比べ男女とも約15ポイント減少しています。固定的性別役割分担意識は、改善傾向にあるもののいまだに役割分担意識が残っています。
- 男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、社会制度や慣行の見直しにつながる、身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進めることが必要です。

「男は仕事、女は家庭」と思わない理由について

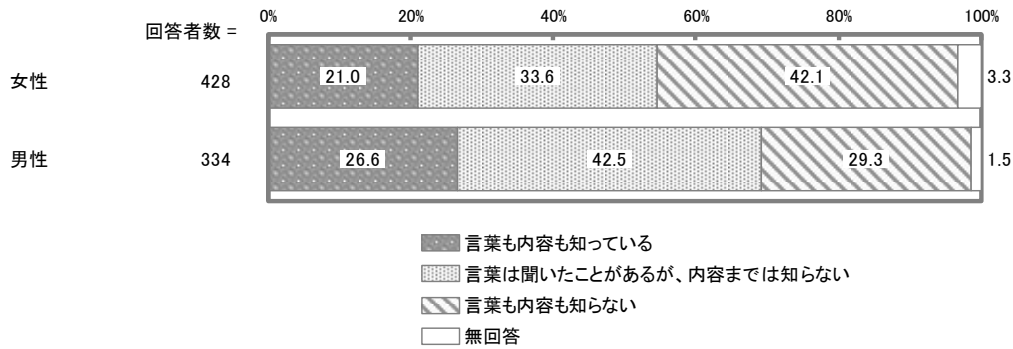


用語の周知度について



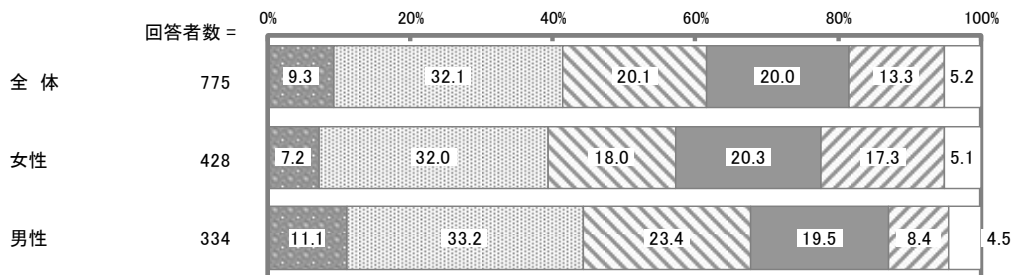
資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の周知度

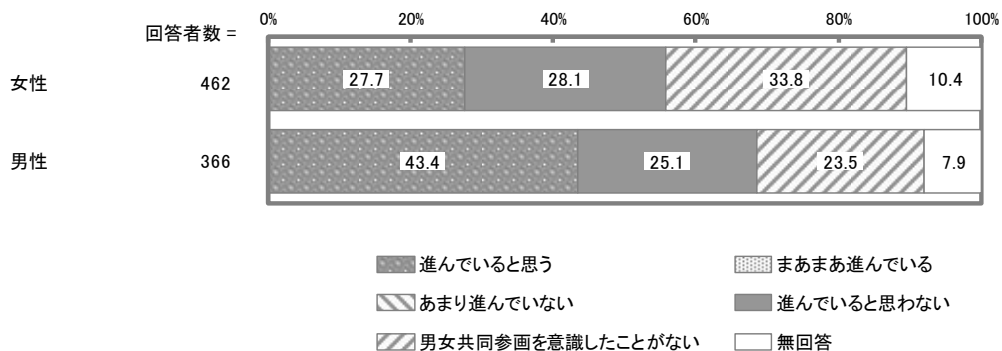


資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画は進んでいるか



【前回調査】



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

※前回調査では「まあまあ進んでいる」「あまり進んでいない」の選択肢はありませんでした

【 取組の方向性 】

男女共同参画について、誰もが身近で自分自身にかかわる問題であるとの理解と共感を広げられるよう、啓発を行うとともに、家庭や地域において男女平等と男女共同参画の意識づくりに向けた情報提供等を進めます。

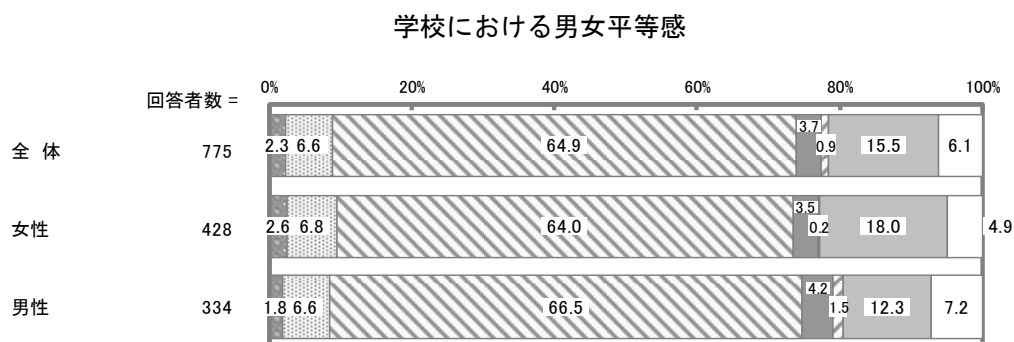
【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	男女共同参画に関心をもつきっかけとなるよう広報紙や啓発冊子、ケーブルテレビ等を通じて広報・啓発を推進します。	人権推進課
②	地域活動や冠婚葬祭、家庭の中に残る固定的な性別役割分担意識について見直すよう広報紙等の媒体を通じて、また、会合等において働きかけます。	人権推進課
③	男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。	生涯学習課 人権推進課
④	職員が男女共同参画について理解を深めるための研修等を実施します。	人事課 人権推進課
⑤	男女共同参画に関する関連図書の収集を行うとともに、男女共同参画週間等において特集等を行い、啓発に努めます。	中央図書館
⑥	男女共同参画施策を進める上での基礎資料とするため、男女共同参画に関する調査・研究を進めます。	人権推進課
⑦	男性の意識改革に向けたセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座を開催します。	生涯学習課 人権推進課
⑧	男性の健康意識を高めるため、自主的な運動教室を開催します。	健康増進課
⑨	高齢者の閉じこもり予防、参加者同士の交流、生きがいづくりを目的としたぬく森サロン等を推進します。	健康増進課

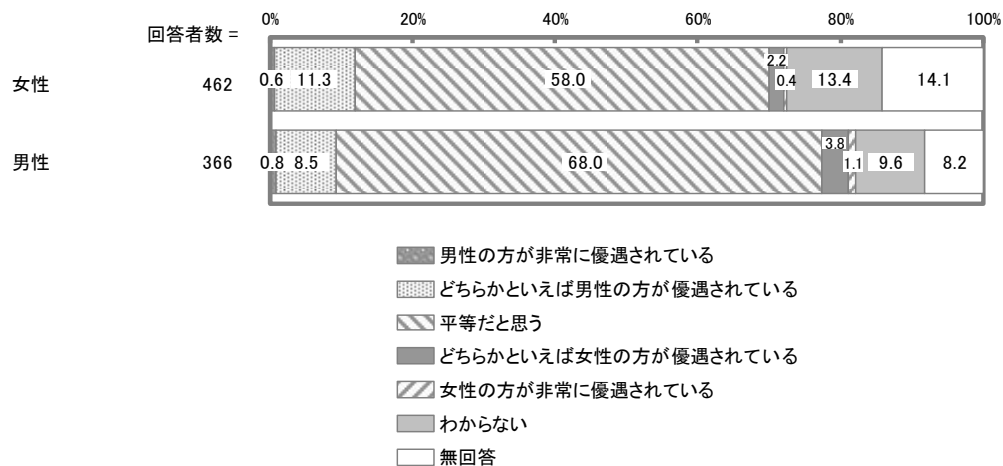
(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の充実

【現状と課題】

- アンケート調査では、学校における男女平等感は、「平等だと思う」が男性で66.5%、女性で64.0%と前回調査に比べ、女性で6.0ポイント増加しています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため、行政が力を入れることとして、「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」「社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」が上位に挙げられています。
- 今後も、子どもの頃から男女平等意識を育み、性別にかかわらず、個性と能力を發揮できるよう、家庭・保育所・幼稚園・こども園・学校における男女平等教育を今後も充実していくことが重要です。また、様々な学習機会を提供し、性別に関わりなく、多様な選択を可能にする環境づくりが重要であり、生涯学習や社会教育において、自立や思いやりの意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

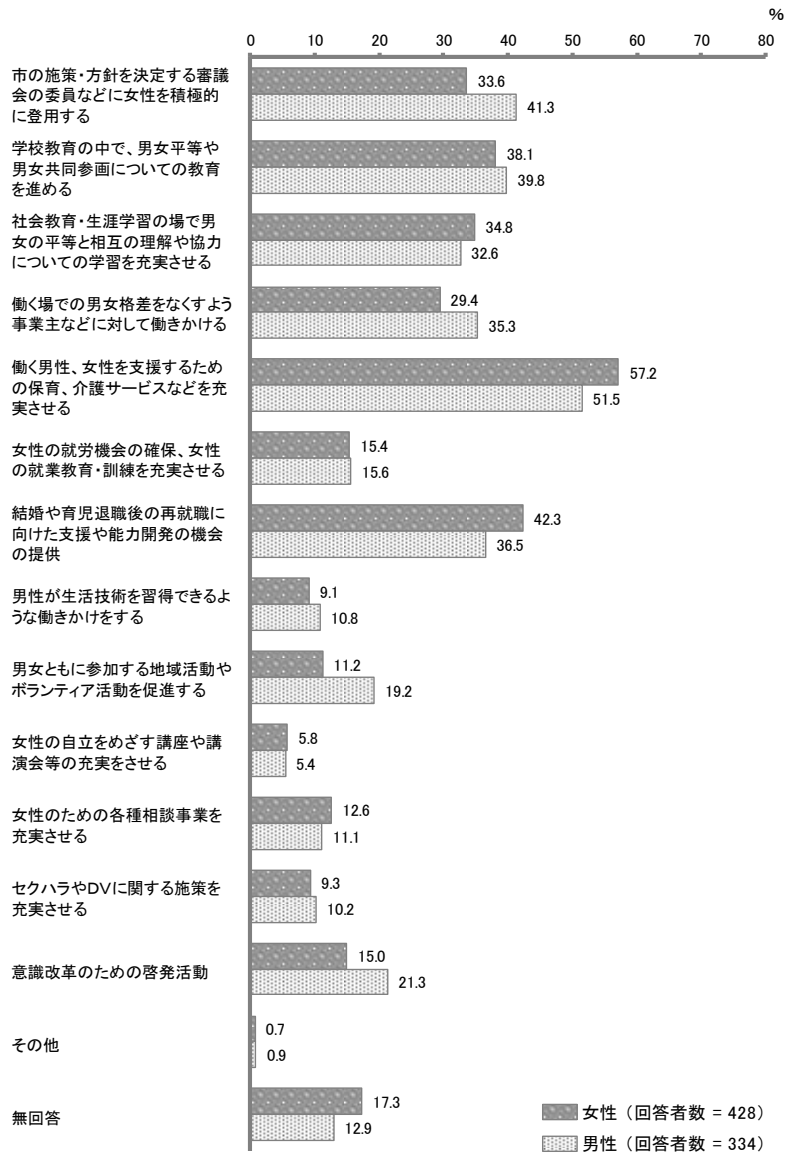


【前回調査】



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

子どもの頃から、男女平等・男女共同参画に対する意識を持つために、保育所、幼稚園、こども園、学校生活の場において、男女平等教育を進めるとともに、教職員、保育士の男女平等・男女共同参画に対する意識を高め、学習や進路等の指導、相談に活かします。

さらに、子どもたちが性別役割分担意識にとらわれることなく育つよう保護者等の意識の向上を含めて、男女共同参画社会の実現に向けた学習の機会を充実します。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	人権教育や総合的な学習の時間等を通して、男女共同参画に関する教育を実施します。	教育総務課
②	教職員の男女平等意識の高揚に努め、だれもが男女平等教育に取り組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を充実します。	教育総務課
③	学校・こども園・幼稚園・保育所運営の中で男女別の持ち物や男女で異なる期待、働きかけをしていないかを点検し、性差別や「らしさ」を助長する点を見直します。	教育総務課 こども未来課
④	性別にかかわらず、個々の生徒の能力や適性を重視した進路指導を実施するとともに、生徒の主体的な職業選択のために職場研修や職場体験の充実を図ります。	教育総務課
⑤	女性教職員・幼稚園教諭・保育士の能力開発や管理職登用を促進します。	教育総務課 こども未来課
⑥	育児不安等を解消し、子育てに自信がもてるよう、望ましい家庭のあり方についての学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
⑦	保育・教育活動への参加、PTA 講演会等を通じて保護者への男女平等教育を推進します。	教育総務課 こども未来課
⑧	各地域で実施されている人権に関する学習会等について、広報紙やチラシ、ホームページ等を活用し、参加促進のための啓発活動に努めます。	生涯学習課 人権推進課
⑨	各地域で実施されている人権セミナーや人権学習会を通じて男女共同参画に関する学習を推進します。	生涯学習課 人権推進課

(3) 性的少数者（性的マイノリティ）※についての意識啓発

【 現状と課題 】

- 性的指向※や性自認※を理由として人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

【 取組の方向性 】

LGBTなど性的マイノリティについては、その存在の認識と、偏見等による生きづらさを理解するための情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図るとともに、学校教育の場においても、多様な性を尊重する意識を育てる教育に努めます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	住民に向けて発行する刊行物において、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているか点検するとともに、表現に関する指針を作成し、その浸透に努めます。	人権推進課 各課
②	LGBTなど性的マイノリティに関するセミナーや啓発パンフレットを作成するなど、性的少数者についての意識啓発に努めます。	生涯学習課 人権推進課
③	多様な性を尊重できる意識を高める教育の実施や体制づくりに努めます。	教育総務課
④	啓発用DVDの貸出を行い意識啓発に努めます。	人権推進課

※性的少数者（性的マイノリティ）

LGBTといわれる、レズビアン/Lesbian（女性同性愛者）、ゲイ/Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル/Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー/Transgender（生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、様々な性のあり方を持っている人々の総称のこと。

※性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※性自認

自分の性別をどのように認識しているかということ。

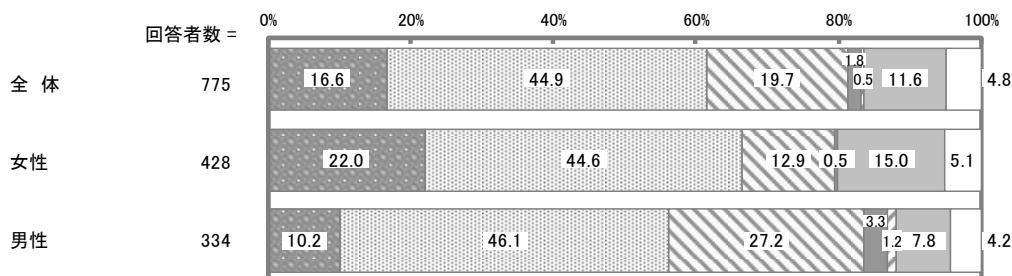
基本目標2 男女がともに参画できる社会づくり

(1) 施策・意思決定の場への女性の参画の推進

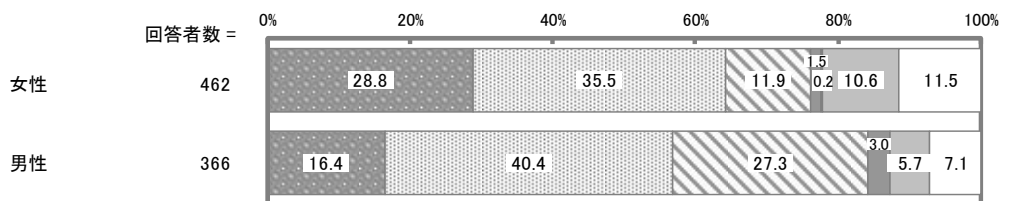
【現状と課題】

- 政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女がともに参画し、責任と役割を担う意識を持つことが求められます。
- 市の管理職員（課長級以上）に占める女性の割合は、平成29年（2017年）4月1日現在で19.5%（一般行政職のみ）となっています。
- アンケート調査では、政策決定の場における男女平等感は“男性の方が優遇されている”が男性で56.3%、女性で66.6%、「平等だと思う」が男性で27.2%、女性で12.9%と前回調査と同様の傾向となっています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「市の施策・方針を決定する審議会の委員などに女性を積極的に登用する」ことが求められています。
- 市の管理職員への女性登用や審議会等における女性の参画をさらに進め、男性・女性の双方の視点に立って市政を考えていくことが必要です。

政策決定の場における男女平等感

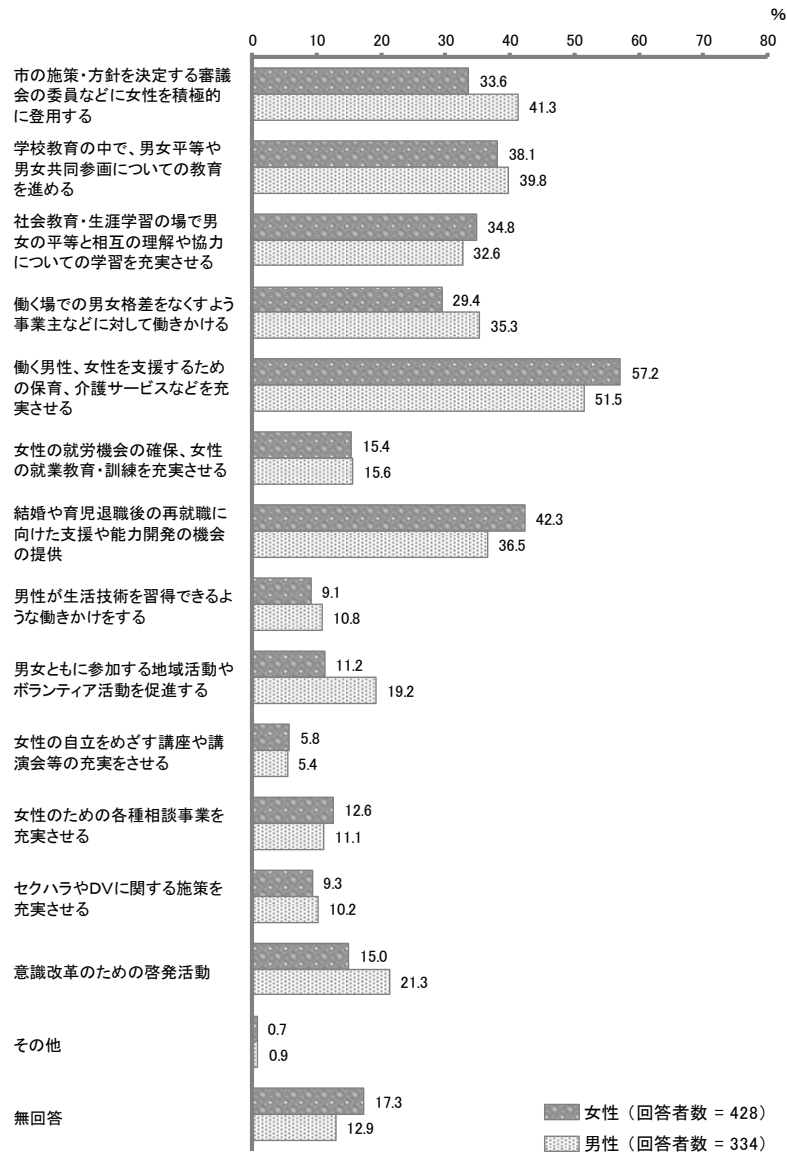


【前回調査】



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

社会のあらゆる分野にさまざまな価値観と発想を取り入れるため、市が積極的な取組を進めるとともに、女性の参画を促進することの重要性について事業所に対して理解を促し、また、政策・方針決定過程への性別にとらわれない人材の参画を推進します。

【 具体的事業 】

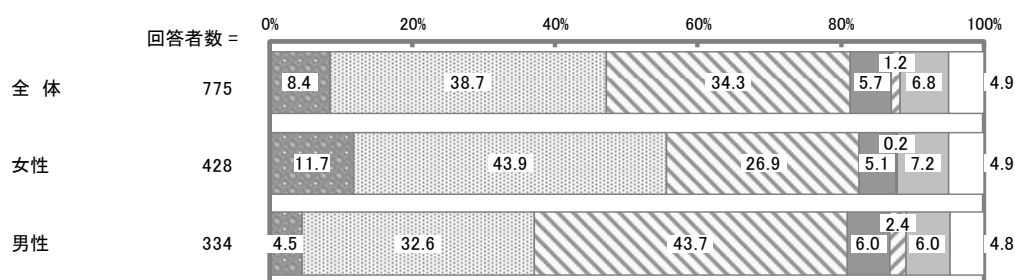
No	事業	担当課
①	審議会・委員会に女性の積極的な登用を図り、できるだけ早い時期に女性登用率の向上をめざします。	各課
②	審議会委員の登用状況を定期的に調査するとともに、審議会委員の選出方法などの見直しを行います。	各課
③	各種団体等を通じて女性の人材に関する情報の収集や女性リーダーの育成を促進します。	各課

(2) 家庭生活における男女共同参画の推進

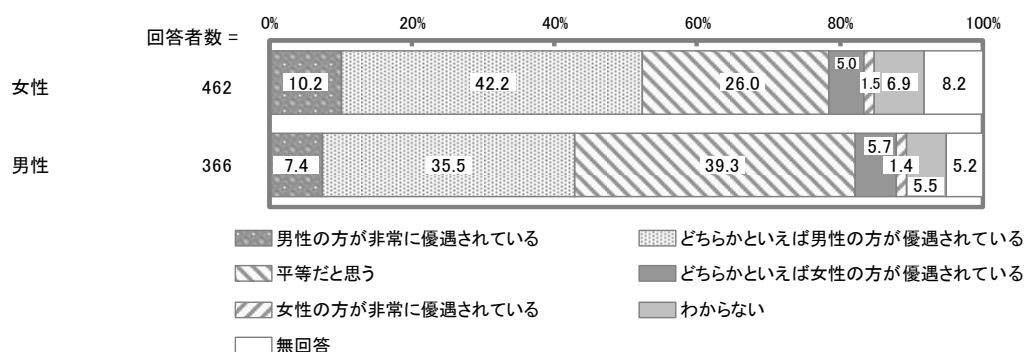
【現状と課題】

- アンケート調査では、家庭生活における男女平等感は“男性の方が優遇されている”が男性で37.1%、女性で55.6%、「平等だと思う」が男性で43.7%、女性で26.9%と前回調査に比べ、男性では平等感が、女性では男性優遇感が増加しています。
- 家庭についての考え方は「夫と妻は仕事も家事・育児も等しく分担して家庭を守るのがよい」が女性で71.0%、男性で66.5%と前回調査に比べ、男女とも10～13ポイント増加しています。
- 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が女性で66.4%、男性で49.1%となっています。また、男性が家事・育児を行うことについて、肯定的な意見を持つ人が多くなっています。
- 男性が家庭生活への参画を進める上で抱える問題意識を明らかにし、具体的な支援を行うことが求められます。仕事が優先になりがちな男性については、働き方の見直しについて働きかけ、家庭生活へ参加しやすくすることも重要です。

家庭生活における男女平等感

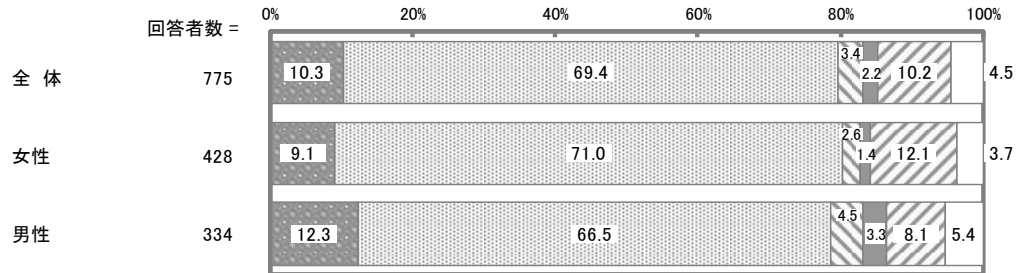


【前回調査】

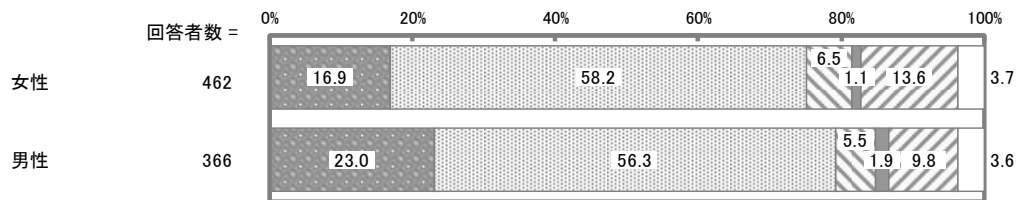


資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

家庭について



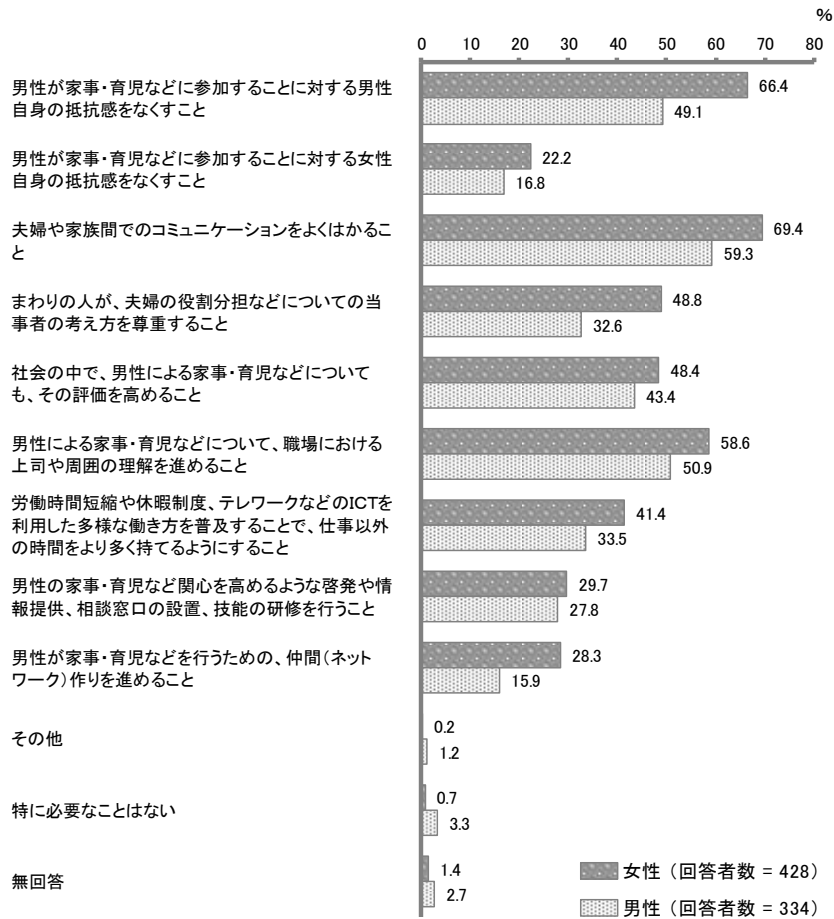
【前回調査】



- 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
- 夫と妻は仕事も家事・育児も等しく分担して家庭を守るのがよい
- 家庭では何事も妻が夫をたて、夫に従うのがよい
- 家庭では何事も夫が妻をたて、妻に従うのがよい
- その他
- 無回答

資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

家庭生活における役割の多くは、女性が担う傾向が強く、女性の社会参画を阻む要因となっているため、男女の役割を固定的にとらえることなく、協力しあいながら、家庭生活をともに担うという意識の醸成を図ります。

【 具体的事業 】

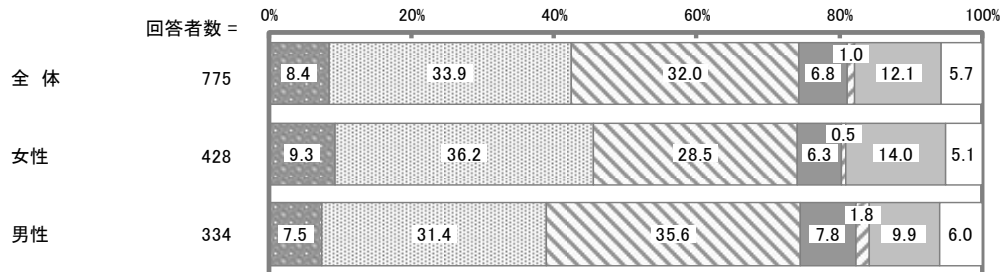
No	事業	担当課
①	男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事・育児・介護等を担うことができるよう、啓発活動に努めます。	人権推進課
②	家事・育児・介護・勤労体験等の体験的な学習活動の中で固定観念にとらわれることのない学習を推進します。	教育総務課
③	男女がともに参加できる育児・介護に関する講座を開催し、さまざまな年代の男性が体験できる講座など、参加しやすい講座の開催に配慮します。	健康増進課 こども未来課 子育て支援センター
④	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示・セミナー等の開催をします。	人権推進課

(3) 地域生活における男女共同参画の推進

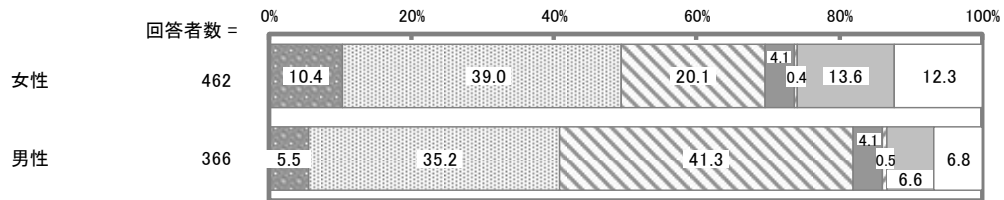
【 現状と課題 】

- アンケート調査では、地域における男女平等感は“男性の方が優遇されている”が男性で 38.9%、女性で 45.5%、「平等だと思う」が男性で 35.6%、女性で 28.5%と前回調査に比べ、平等感が男性では 5.7 ポイント減少し、女性では 8.4 ポイント増加しています。また、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等感“男性の方が優遇されている”が男性で 69.2%、女性で 75.4%となっています。
- 自治会や子ども会などで男性が指揮をとり、女性が裏方を担当するといった役割が分かれていることはおかしいとすることに、“そう思う”が女性で 54.7%、男性で 68.5%となっており、自治会や子ども会等の地域活動の役員にもっと女性が増えた方がよいと思うことに、“そう思う”が女性で 63.6%、男性で 82.9%となっています。
- 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「男女ともに参加する地域活動やボランティア活動を促進する」ことが求められています。
- 地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりの希薄化など、その相互扶助機能が弱体化しつつあります。そのため、女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすことが必要です。
- 男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高揚するために誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

地域における男女平等感



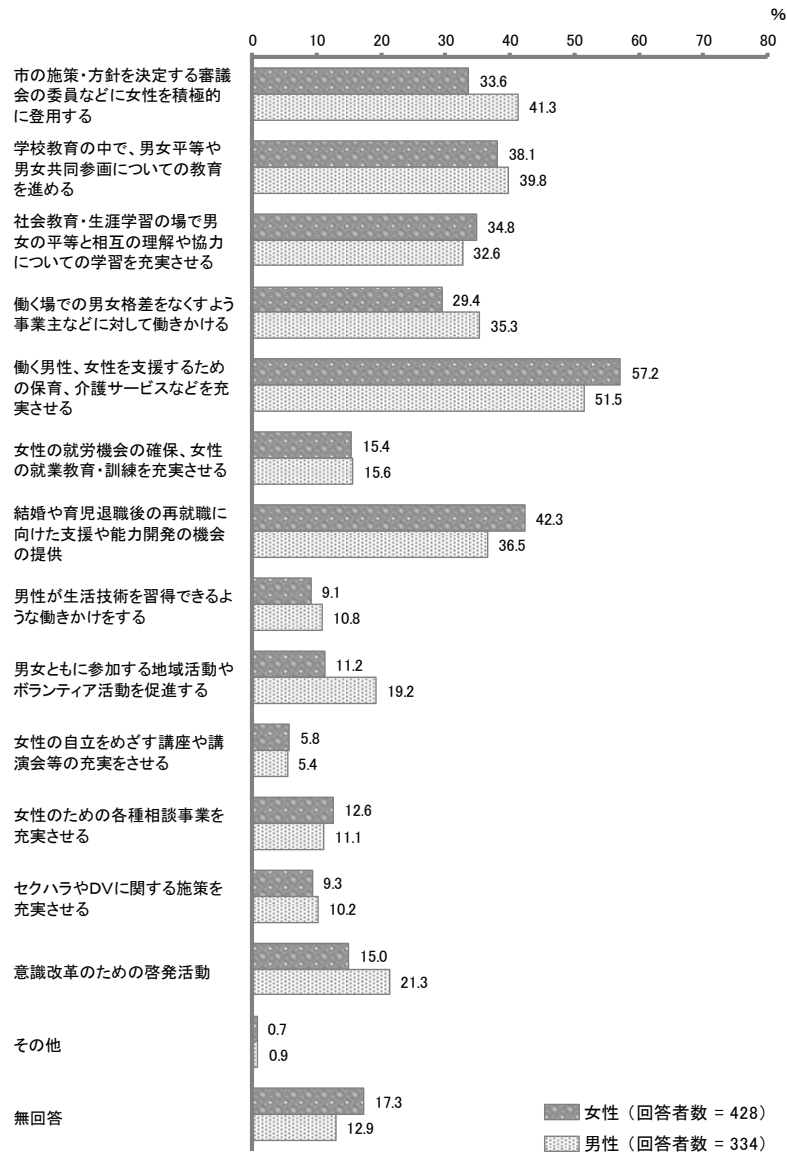
【前回調査】



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等だと思う
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

自治会、まちづくり協議会、PTA等の地域活動においては、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力する意識をもつように働きかけていきます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	男女が対等な立場で地域活動に参加するため、情報提供方法等を検討し、積極的な参加を促進します。	人権推進課
②	地域活動の女性リーダーを養成するため、リーダー養成講座や他機関の実施する研修会への派遣など、女性リーダーがより力をつけていくための支援に努めます。	生涯学習課
③	ボランティア活動等に関する啓発活動を充実させ、住民の参加意識を高めるとともに、現在活動している団体や活動に関する情報提供、相談体制の充実に努めます。	各課
④	災害時においては女性や乳幼児、高齢者などの要配慮者の被災が多数となることを踏まえ、女性の視点に立った防災対策を推進するとともに、女性の自主防災活動への参加促進に努めます。	危機管理課
⑤	企画・立案の段階から男女がともに参画できるよう、男女の構成比率を明確にするなど、積極的な参画を促進します。	企画課 関係各課
⑥	委員の選出を依頼する団体に対して、女性を積極的に選出するよう働きかけを行います。	各課
⑦	自治会の代表者や役員へ意欲と能力のある女性の積極的な参画を促進します。	総務課
⑧	まちづくり協議会等において、男女がともにまちづくりに参画できるよう働きかけを行います。	まちづくり 支援課
⑨	女性消防団による啓発活動を行い、地域防災活動における女性の参画を推進します。	危機管理課
⑩	市内で活動する団体が行う新たな取組に対して支援し、市民による主体的かつ地域の個性を活かしたまちづくりを推進します。	まちづくり 支援課

基本目標3 男女がともに活躍できるまちづくり

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【現状と課題】

- ・ 家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。
- ・ 今後、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこととして、労働時間の短縮や休暇取得の推進、子育て支援や介護サービスの充実などが必要です。

【取組の方向性】

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、仕事と家庭生活の両立を図ることや、個人の生き方やライフステージに応じた多様な働き方が選択できることは、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や、長時間労働の見直しなど、事業主や管理職を含めた社会全体の意識改革が必要です。

そのため、事業所や労働者に向けて「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの情報提供や、男性も、女性も働きやすい職場づくりの事例の紹介など、事業所に対し、仕事と生活の調和のとれた生活が心身の健康や生産性の向上などに有効であることの啓発と、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

【具体的事業】

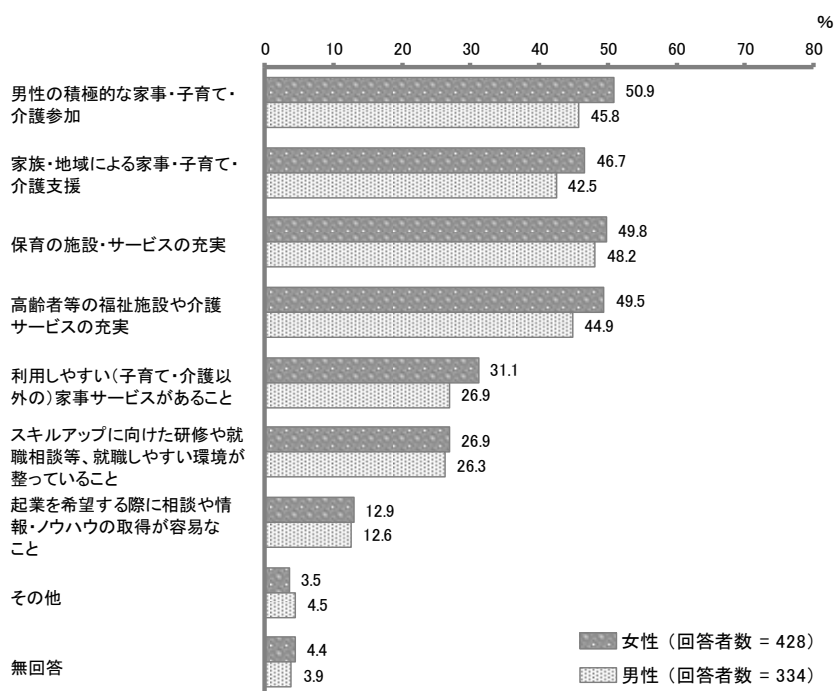
No	事業	担当課
①	宇陀市における「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場環境の整備を進めます。	人事課
②	安心して仕事と家庭の両立ができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスの充実やファミリー・サポート・センター事業等の利用促進により女性の社会参画への支援に努めます。	こども未来課
③	多様な家族形態・就労形態等により、放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、放課後児童健全育成事業の充実に努めます。	こども未来課
④	看護・介護をする人が安心して働き続けるための援助に関する情報提供に努めます。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター
⑤	ワーク・ライフ・バランス等に関する勉強会や講習会を積極的に実施し、医療分野においてやりがいのある環境づくりを推進します。	宇陀市立病院 さんとびあ榛原
⑥	男女がともに看護や介護にかかわることができるよう、看護・介護教室を開催します。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター
⑦	介護保険事業をはじめ各種サービス事業の質的向上を図ります。	介護福祉課

(2) 女性の活躍推進

【現状と課題】

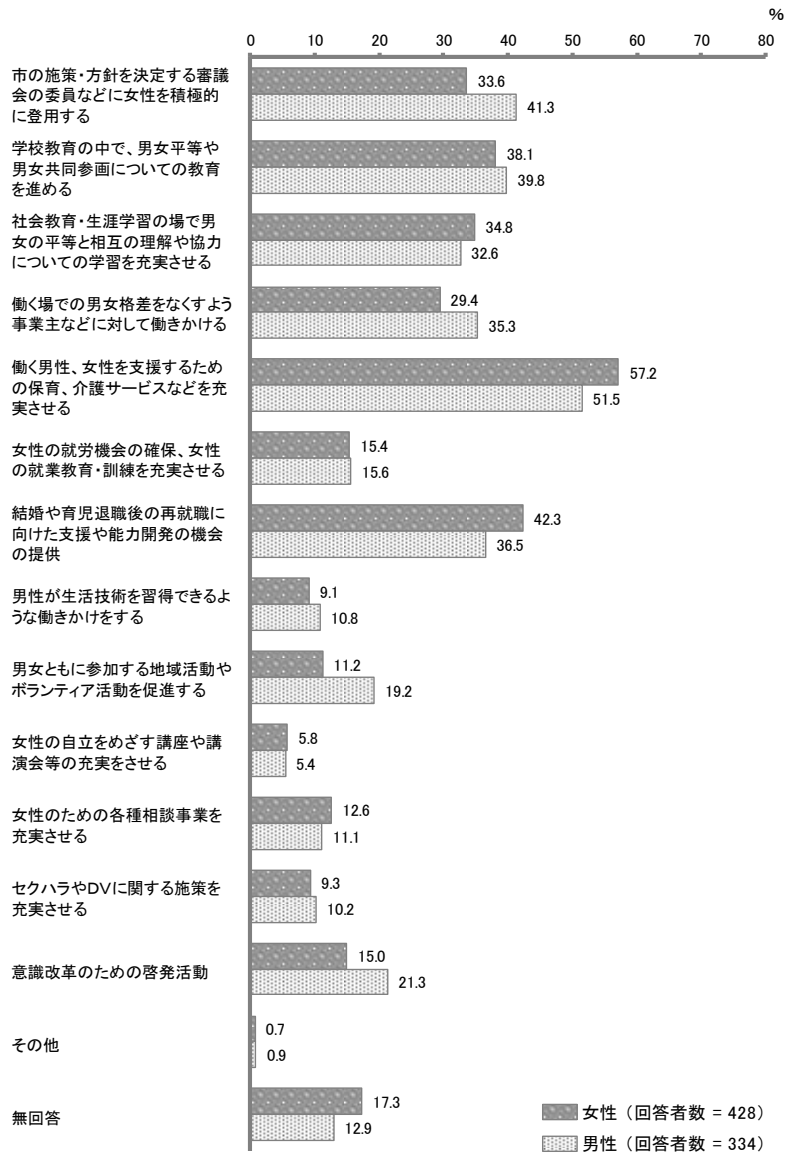
- 女性が社会で活躍するために必要なことは、「男性の積極的な家事・子育て・介護参加」が女性で 50.9%、男性で 45.8%、「家族・地域による家事・子育て・介護支援」が女性で 46.7%、男性で 42.5%となっています。
- アンケート調査では、「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「結婚や育児退職後の再就職に向けた支援や能力開発の機会の提供」「女性の就労機会の確保、女性の就業教育・訓練を充実させる」ことが求められています。
- 新たに起業を目指す積極的な女性が増えつつあり、情報提供や指導・助言など、女性のチャレンジに対する支援策の充実も必要です。

女性が社会で活躍するために必要なこと



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

女性が働く場で活躍することは、事業所の競争力強化、経済の発展にもつながるだけでなく、家庭、地域等、日々の暮らしのさまざまな場面に、多様な視点をもたらし、男性にとっても女性にとっても、暮らしやすいまちづくりにつながることから「女性活躍推進法」に基づき、女性が職業生活で活躍することができる支援を推進します。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	女性の雇用機会の拡大や待遇における男女間格差の解消を目的としたポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の導入を促進するため、周知に努めます。	関係各課
②	女性就業者の職業意識の向上に向けて、関係機関と連携し、啓発活動を行うとともに、県等が主催する教室や講座についての情報提供の充実に努めます。	商工観光課
③	事業所等の団体において役員等に女性が積極的に登用されるよう、情報提供等を通じて働きかけを行います。	商工観光課
④	働く意欲のある女性に対して就職に役立つ情報提供や専門家による講習を行い就労支援の充実に努めます。	人権推進課
⑤	起業による移住定住者に対し、補助金等の支援を行います。	まちづくり支援課
⑥	働きたい人と企業とのマッチング事業などを検討し、女性の働きやすい環境を整備していきます。	商工観光課
⑦	ハローワークと連携を図り、女性の雇用について積極的に推進していきます。	商工観光課
⑧	女性の起業に対しての情報提供や支援を行います。	産業企画課
⑨	女性視点を活かした商品企画の事業支援に努めます。	産業企画課
⑩	ハローワークと双方向の情報提供（閲覧方式）のしくみをつくります。	商工観光課

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。

(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では、女性が収入をとまなう仕事を持つことについて「結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい」という考え方は、理想が女性で43.7%、男性で43.1%と前回調査に比べ、男女とも約10ポイント増加しています。現実には女性で23.6%、男性で20.7%と理想と現実に約20ポイントの開きがあります。一方、「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」という考え方は、前回調査同様、理想と現実に大きな開きはありません。
- ・ 男性が育児休業、介護休業を取得することについて、“取得した方がよい”が男女ともに約8割となっています。一方、職場での男性の育児休業、介護休業の取得しやすさは、“取得しにくい”が女性で4割弱、男性で5割弱となっています。
- ・ 仕事と家庭生活を両立し、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労しながら、経歴を積み重ねられる環境づくりを行うために、育児休業や介護休業制度の取得を図るとともに、雇用者側にも、男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を進めることが必要です。
- ・ アンケート調査では、職場における男女平等感“男性の方が優遇されている”が男性で56.3%、女性で58.9%、「平等だと思う」が男性で24.9%、女性で22.2%と前回調査に比べ男性では男性優遇感が5.5ポイント、女性では平等感が7.9ポイント増加しています。
- ・ セクハラ経験者が女性で12.1%、男性で3.6%と女性が多くなっています。また、セクシャル・ハラスメント防止の取組をしていない事業所もあります。
- ・ 「男女共同参画社会」を形成していくため行政が力を入れることとして、「働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける」「セクハラやDVに関する施策を充実させる」とともに、パワーハラスメント*やマタニティハラスメント*など職場で起こりうるあらゆるハラスメントの防止に関する施策の推進が求められています。
- ・ 企業などに対して、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、性別に関わらず、働きやすい職場づくりを進めることが必要です。男女ともに働きやすい環境においては、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となっています。

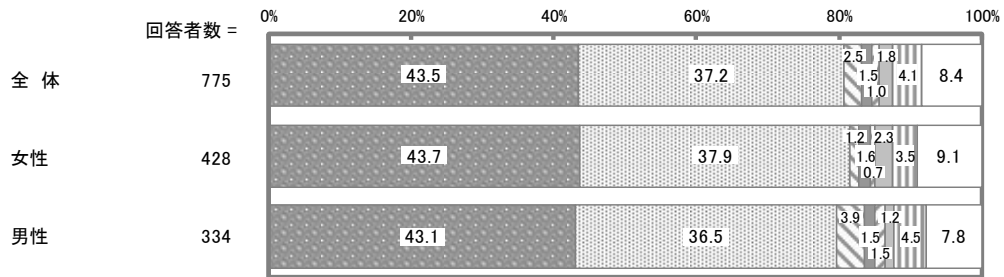
※パワーハラスメント

職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのこと。

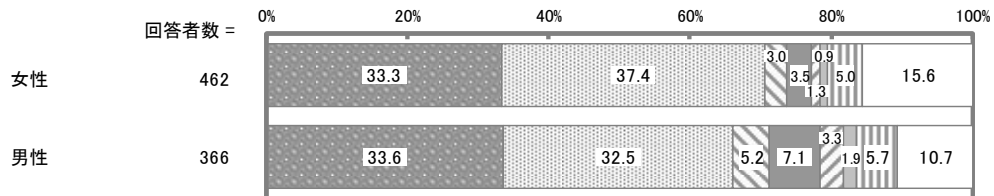
※マタニティハラスメント

女性労働者に対する妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取り扱いや嫌がらせのこと。また、男性労働者に対する育児休業の取得などを理由とする嫌がらせをパタニティハラスメントという。

女性が収入をとまなう仕事を持つことについて（理想）



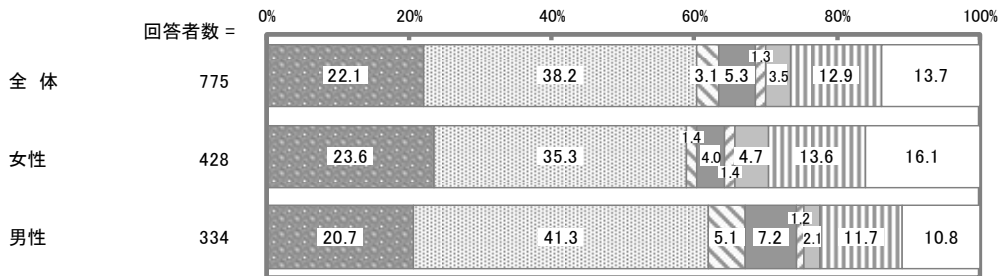
【前回調査】



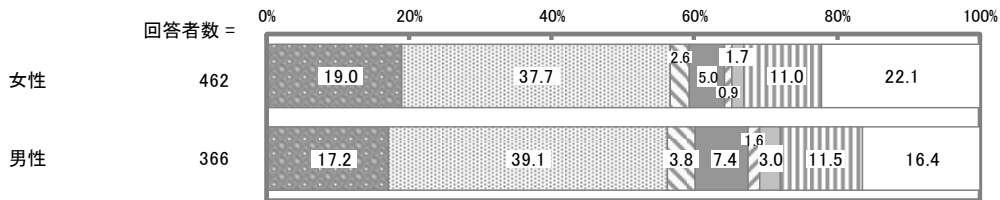
- 結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい
- 結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい
- 結婚で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- 出産で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

女性が収入をとまなう仕事を持つことについて（現実）



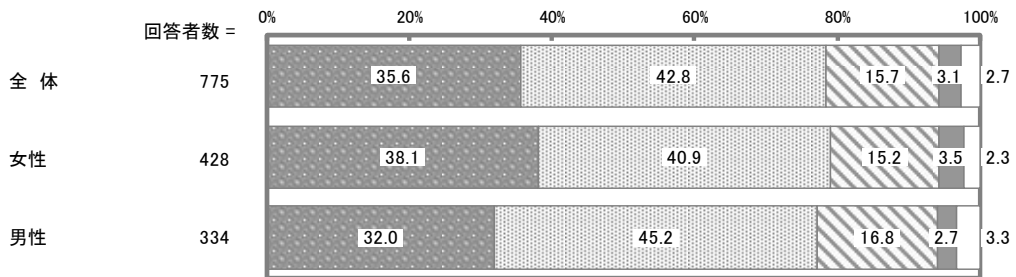
【前回調査】



- 結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい
- 結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい
- 結婚で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- 出産で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

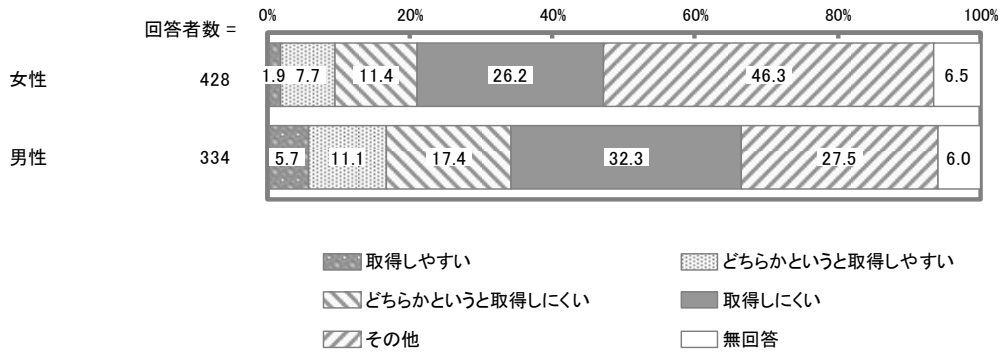
男性が育児休業、介護休業を取得することについて



- 積極的に取得した方がよい
- どちらかという取得した方がよい
- どちらかという取得しない方がよい
- 取得しない方がよい
- 無回答

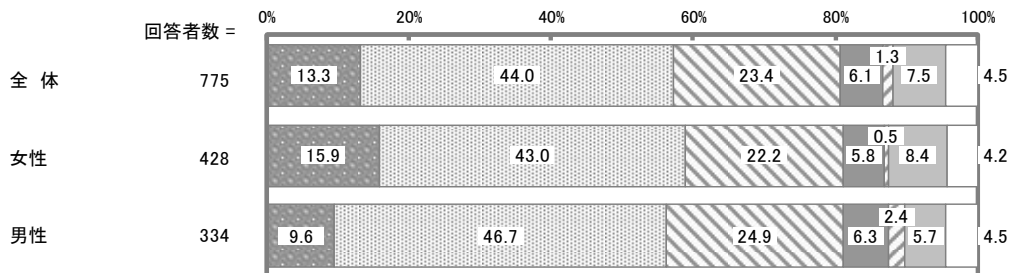
資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男性の育児休業の取得しやすさについて

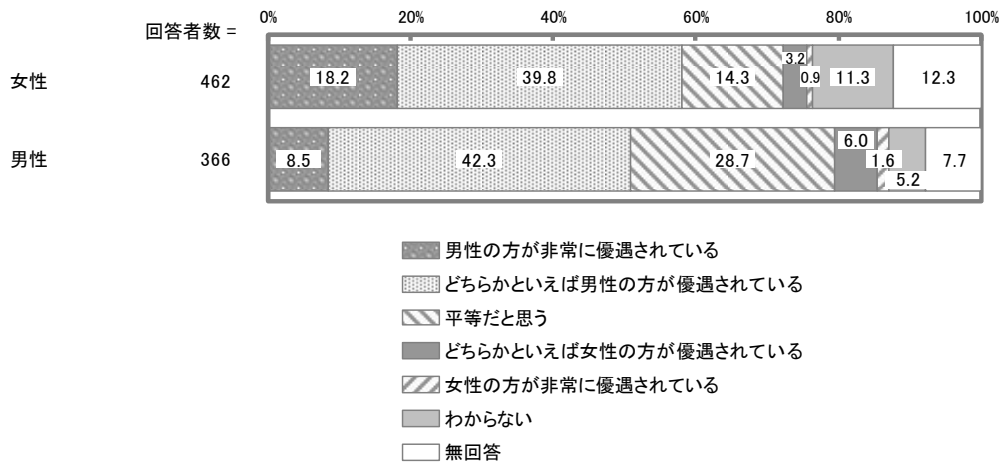


資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

職場における男女平等感

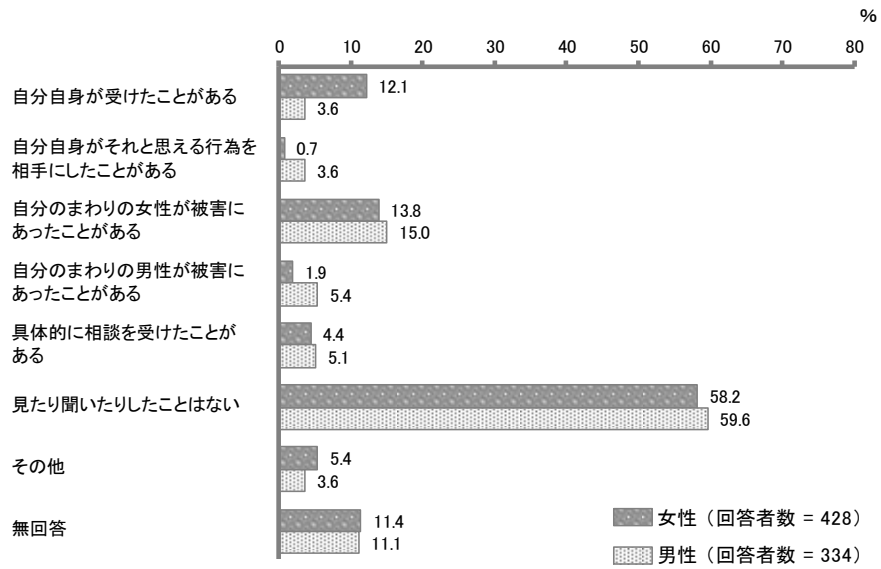


【前回調査】



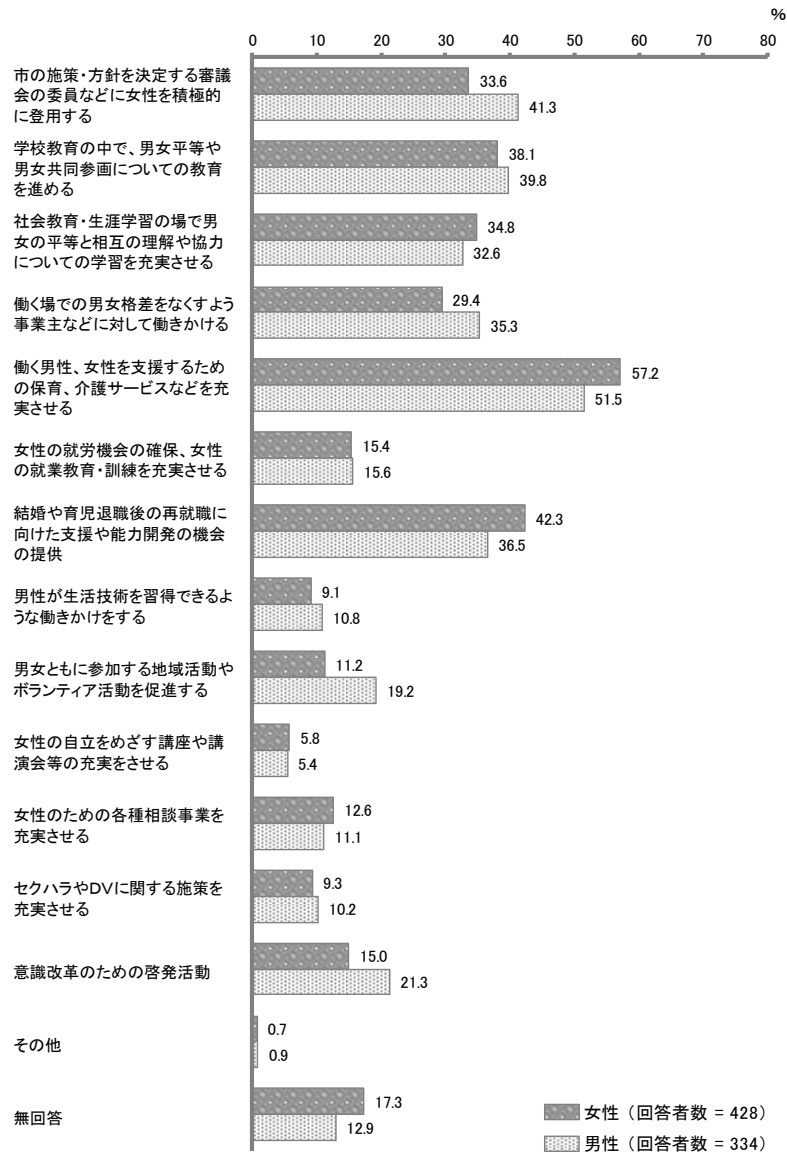
資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

セクハラの実験について



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

男女共同参画社会の形成のために今後、行政が力を入れること



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

多様な就業形態において男女共同参画を推進するため、市内の企業や労働者に向けて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知を図るための情報提供を推進します。また、市内の企業に向けて男女がともに働きやすい職場づくりの事例紹介など、職場における男女平等・男女共同参画の推進を働きかけます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	事業所等に対して労働に関する関連法令等の周知及び誰もが働きやすい職場となるよう労働条件の向上に向けた情報提供を行います。	商工観光課
②	事業所等に対し、子育て・介護と仕事を両立させるためにフレックスタイム [※] 制や各種休業・休暇制度に関する周知を行います。	商工観光課
③	庁内の職員研修会においてセクシュアル・ハラスメント [※] 防止に関する内容の研修を実施します。	人事課
④	事業所等においてセクシュアル・ハラスメントの防止と問題解決に向けた対策の確立が図られるよう、パンフレット等による啓発活動を行います。	商工観光課
⑤	事業所等に対し、パートタイム労働者等の適切な処遇、労働条件の改善に向けた、法制度等の周知に努めます。	商工観光課
⑥	広報等によるあらゆるハラスメントに関する情報提供及び相談機関の周知を行います。	人権推進課
⑦	職員に対して休業、休暇制度の周知及び啓発を行います。	人事課

※セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に仕事などをする上で不利益を与える行為のこと。

※フレックスタイム

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。

(4) 農林業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

【 現状と課題 】

- ・ 農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進める必要があります。

【 取組の方向性 】

農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進めます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	関係団体との連携により、農林業及び商工業等自営業に従事する女性の就業実態の把握に努め、女性の就業条件の改善に向けた啓発等の取組を行います。	商工観光課
②	農林業従事者が意欲をもって農林業に主体的に参画できるよう研修会の実施や情報提供を行います。	農林課
③	農林業経営への参画や農林業者によるネットワーク化を推進し、農業経営の支援を行います。	農林課

基本目標4 すべての男女が安心して暮らせるまちづくり

(1) 子育てに関する支援

【現状と課題】

- 女性が妊娠や出産をしても、安心して働き続けるためには、育児休業や介護休業の取得等に対する事業所の理解や、子育て支援や介護等福祉サービスの充実や施設の整備、家事分担等、家庭における男性の参画などの環境づくりが重要です。

【取組の方向性】

核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の孤独感や不安感の増大等が問題となっており、子育て中の男女が安心して仕事、家庭生活等に参加できるよう、多様なニーズに応じた支援施策を進めます。

【具体的事業】

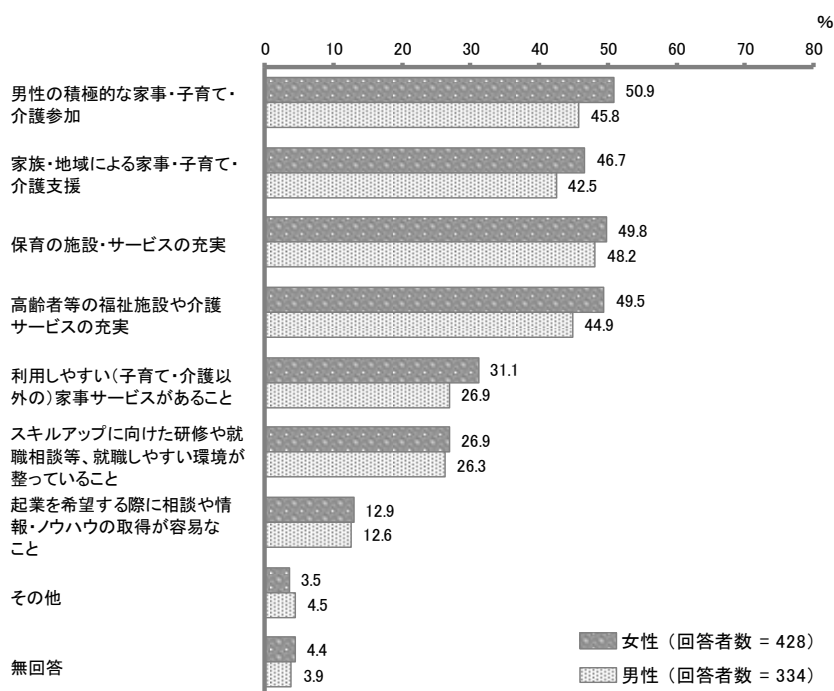
No	事業	担当課
①	身近な地域で安心して子育てができる基盤の形成を図るため、地域子育て支援センターの充実に努めます。	こども未来課
②	安心して地域で子どもを育てることができるよう、通常保育に加えて延長保育や一時保育、病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。	こども未来課
③	0歳児から中学校卒業までの者に対して、医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成し、子育て支援の充実に努めます。	保険年金課

(2) 高齢者や障がいのある人等への支援

【現状と課題】

- 本市の人口は、減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口のみが増加しています。また障がいがあったり、ひとり親世帯であったり、さまざまな要因により社会的に不利な立場に置かれる人が増加しています。
- アンケート調査では、女性が社会で活躍するために必要なこととして、「高齢者等の福祉施設や介護サービスの充実」が求められています。
- 介護が必要な高齢者やその家族をはじめ、障がい者など、支援の必要な人があらゆる社会に参画できるよう、相談支援、自立支援に向けた体制づくりが必要です。

女性が社会で活躍するために必要なこと



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

男女共同参画社会の形成に向けては、高齢社会に対応した条件整備を進めることが重要な課題となっています。また、住み慣れた地域の中で、豊かで充実した生活を送るため、福祉サービスの充実などの環境整備を進めます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	高齢期を迎えた男女が心身ともに健康で活力にあふれた生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動、趣味活動等への参加・交流を促進します。	介護福祉課 生涯学習課 健康増進課
②	高齢者の経済的自立のための就労支援や就労の場の確保に向けて、関係機関との連携に努めます。	介護福祉課
③	単身や介護が必要な状態になっても安心して暮らし続けられるよう、生活全般にわたるサービスの充実にも努めます。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター
④	障がい者がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて身近な地域で生きがいのある生活がおくれるよう、社会参加・交流を促進します。	介護福祉課
⑤	利用者のニーズに対応できる相談・サービス提供体制を整備するとともに、ボランティアの育成、活用等により、社会参加の機会を拡充し、生活の質の向上を図ります。	介護福祉課
⑥	消費者被害の未然防止のための情報提供を行っていきます。	商工観光課 総務課
⑦	高齢者の成年後見制度の活用促進により、認知症高齢者の支援を行っていきます。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター
⑧	地域におけるラジオ体操の普及により、見守り、声かけ、交流の機会の拡充を図っていきます。	健康増進課
⑨	高齢者や障がい者虐待防止に関する周知・啓発を行います。	介護福祉課 医療介護あんしんセンター

(3) さまざまな困難等を抱える人への支援

【 現状と課題 】

- ・ ひとり親世帯や同和地区の女性、外国人女性など、さまざまな要因により社会的に不利な立場に置かれ、生活が困難になる人がいる中で、それぞれの状況に応じた支援をしていくことが重要となります。
- ・ ひとり親世帯や同和地区の女性、外国人女性等の生活の安定と質の向上を図るためには、きめ細やかなサービスを提供していくことが必要です。

【 取組の方向性 】

生活上のさまざまな困難の解決を図るには、一人ひとりの生き方に沿った切れ目のない支援が必要であり、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、すべての人が、社会の重要な一員として、ともに生きていける社会をめざし、福祉サービスを充実するとともに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、貧困や社会的孤立等の解決に取り組みます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	経済的に自立をめざすひとり親家庭に対して、医療費等の各種助成事業を周知します。	こども未来課 保険年金課
②	ひとり親家庭への支援についても国・県に要望していくとともに、支援内容を検討します。	こども未来課
③	支援を必要とする人たちへの相談事業や就労に関する情報提供等の支援の充実に努めます。	人権推進課 人権交流センター
④	さまざまな困難の解決に向けて、生活困窮に関する相談窓口を設置するとともに、周知を図っていきます。	厚生保護課

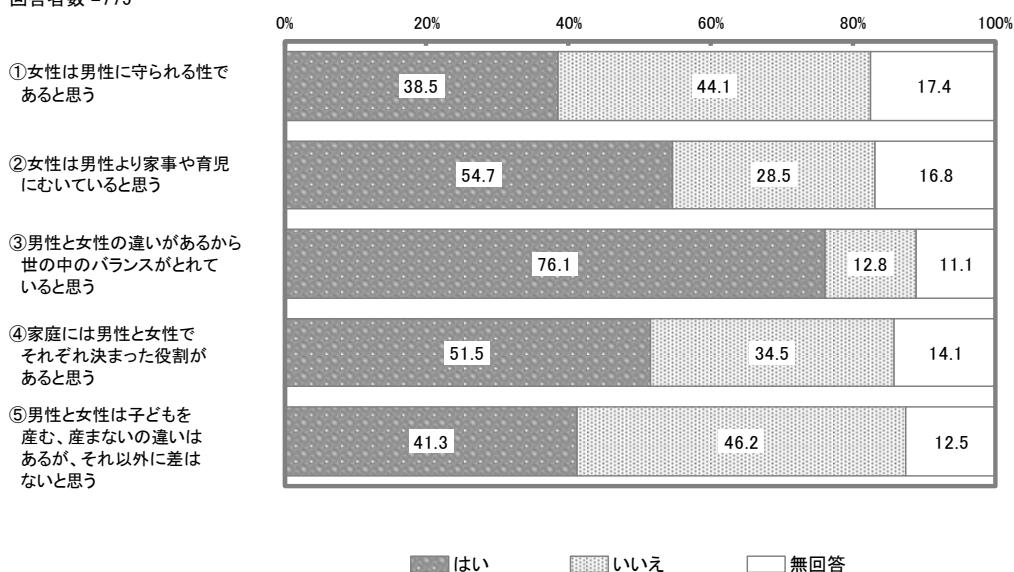
(4) 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

- アンケート調査では、性別による違いの考え方について、「男性と女性の違いがあるから世の中のバランスがとれていると思う」で「はい」が76.1%と最も高く、「女性は男性に守られる性であると思う」「男性と女性は子どもを産む、産まないの違いはあるが、それ以外に差はないと思う」では「いいえ」が4割半ばと高くなっています。
- 特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。身体的、精神的な変化、異性に対する理解をお互い深めると同時に、いつまでも健康で生き生きとした生涯を送れるよう、健康づくりの取組が必要です。

性別による違いの考え方について

回答者数 = 775



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

男女がそれぞれ、生涯を通じて健康な心身を維持できるよう、健康に関する情報提供や健康診断の実施とともに、適切に自己管理を行うことができるよう支援を進めます。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに対応した健康づくりを支援します。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	男女が生涯を通じてともに適切な健康づくりができるよう、各種健診事業を進めます。	健康増進課
②	乳幼児健診時に家族の協力の必要性に関する啓発活動を行います。	健康増進課
③	女性特有の心や身体の悩みの解消に向けて医師による専門相談を実施します。	宇陀市立病院
④	庁内全職員を対象に定期健康診査及び成人病検診を実施します。また、受診率の向上を推進します。	人事課
⑤	性の問題に対して保健所や学校と連携し、課題等を共有し、解決に向けた取組を推進します。	教育総務課 健康増進課
⑥	子どもを産む・産まないを含めて、妊娠から出産までの一貫した支援の充実に努めます。	健康増進課
⑦	性と生殖に関する健康の重要性について学ぶことができるよう、学校や地域における学習の機会を充実を図ります。	教育総務課 健康増進課
⑧	発達段階に応じて男女それぞれが相手の性について理解を深めるための性教育を推進します。	教育総務課 健康増進課
⑨	健康促進のために食育を推進していきます。	こども未来課 健康増進課 教育総務課
⑩	こころの健康相談による、産後うつ等の相談支援の充実に努めます。	健康増進課
⑪	女性の妊娠・出産等ライフステージに応じて自己管理できるよう健康教育や各種健診事業を進めます。	健康増進課

(5) 多様な文化への理解と交流の促進

【 現状と課題 】

- ・ 近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展する中で、国境を越えた相互交流による信頼や友好、協力関係を推進し、国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かすことが必要となっています。
- ・ 男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れた更なる取組の充実が望まれます。そして市内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、互いに思いやりを持って関係づくりを進めていくことが重要です。

【 取組の方向性 】

国際化がより一層進むことが考えられることから、だれもが国際社会の一員として、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていくための支援を進めます。

【 具体的事業 】

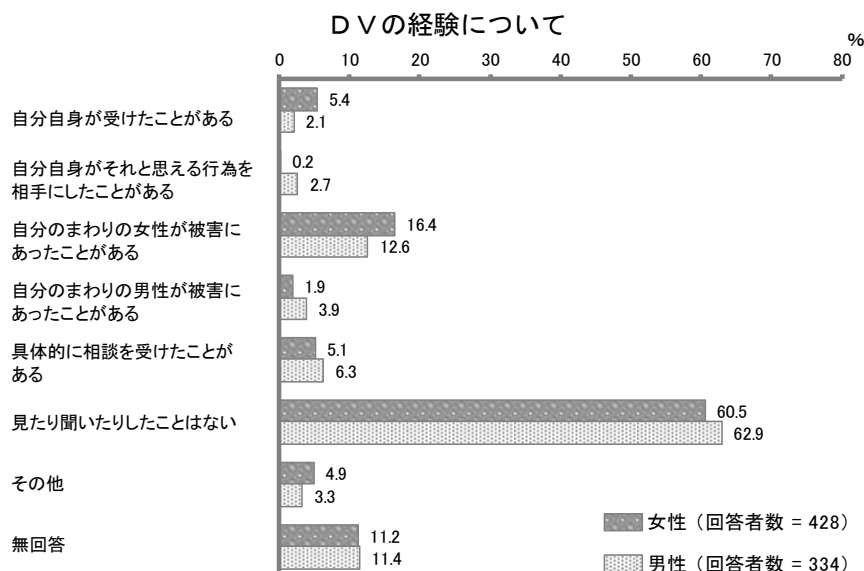
No	事業	担当課
①	国際的視野から男女共同参画を考えるため、海外の情報収集や提供に努めます。	企画課
②	外国の文化や歴史を学んだり、交流する機会を増やして、外国人も住みやすい多文化共生の地域づくりをめざします。	企画課 生涯学習課
③	市民団体との連携による国際交流事業の推進を図ります。	商工観光課 企画課

基本目標5 あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

(1) 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為※などの根絶に向けた意識啓発と防止対策の推進

【現状と課題】

- 配偶者等からの暴力（DV）※は、DV防止法の制定や国、県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められています。
- アンケート調査では、DVの被害経験者が女性で5.4%、男性で2.1%と依然と女性が被害者になることが多くなっています。また、被害を受けた場合に相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が女性で57.1%、男性で32.1%となっています。
- セクハラやDVをなくすために必要なことについて、「被害を受け悩んでいる人に対する情報提供や被害者が相談しやすい環境を充実する」「セクハラやDVに関する広報・啓発活動を進め、社会的関心を高める」「専門知識を持った人による相談体制の整備をする」「早期発見・対応に向けた地域や社会におけるネットワークの構築と内容の充実を図る」などの意見が上位に挙げられています。
- 市民のDVに対する認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

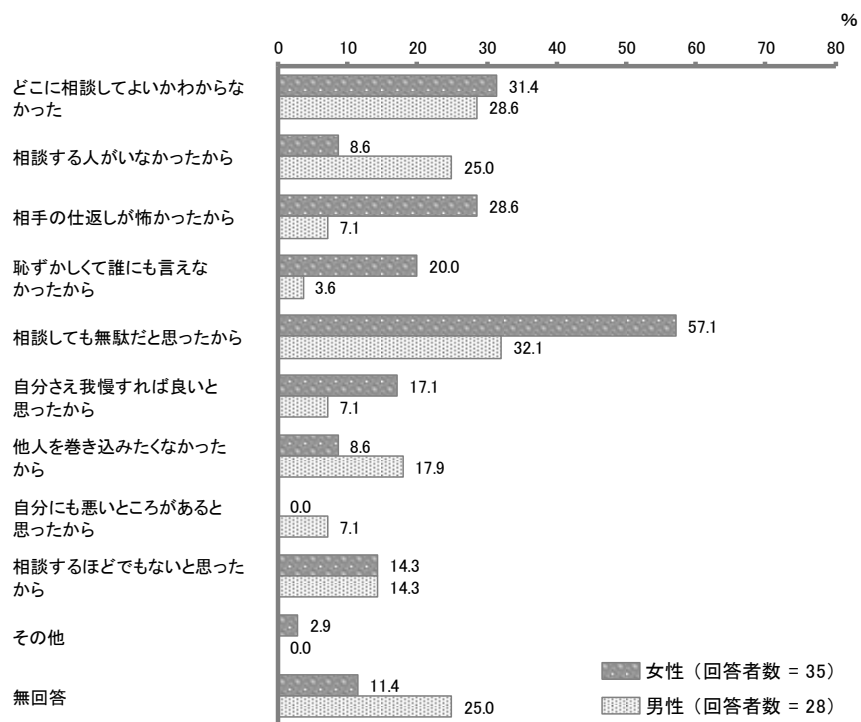
※ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

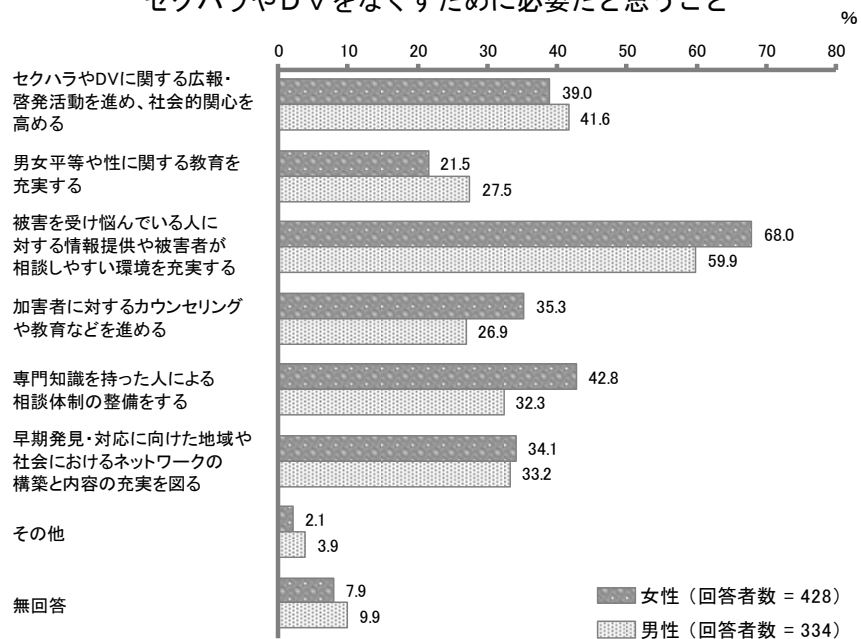
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力などの精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。デートDVは、結婚していない若い恋人間に起こる暴力、デート相手に対する暴力のこと。

DVの被害を受けた場合に相談しなかった理由



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

セクハラやDVをなくすために必要だと思うこと



資料：宇陀市男女共同参画に関するアンケート調査（一般）

【 取組の方向性 】

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、一人ひとりが暴力に対する正しい知識を身につけることにより、暴力の根絶に向けた意識を醸成するとともに、暴力が発生しにくい環境づくりに取り組みます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	市民にドメスティック・バイオレンスの被害に関する相談窓口を周知し、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。	人権推進課
②	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等の周知を図るとともに、啓発活動を進めます。	人権推進課
③	暴力に関する相談窓口等の情報提供の充実に努めます。	人権推進課
④	児童虐待の防止に向けて、地域での見守り体制を充実させ、地域で子育て支援が出来るよう、啓発活動の充実に努めます。	こども未来課 厚生保護課
⑤	DVやセクシュアル・ハラスメント、デートDVなどパートナーに対する暴力の根絶に向けた広報、市ホームページ等による啓発と情報提供を行います。	人権推進課
⑥	中高生等の世代からDVやデートDVについて理解を深めるための啓発等の取組を行い、防止に努めます。	人権推進課 教育総務課
⑦	男性相談の出来る環境づくりに努めます。	人権推進課
⑧	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実と学習機会の提供を充実します。	人権推進課 教育総務課 人事課

(2) 被害者への支援体制の充実

【 現状と課題 】

- 被害者が相談しやすい相談体制の整備とその周知徹底を進めるとともに、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応が必要であり、その背景事情に十分に配慮し、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

【 取組の方向性 】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や個人的な問題としてとらえられ、被害が潜在化しやすい傾向があります。配偶者等からの暴力を根絶するためには、防止及び暴力を容認しない意識づくりが重要です。DV防止のための啓発を進め、関係機関と連携しながら、暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全確保と支援に努めます。

【 具体的事業 】

No	事業	担当課
①	DV被害者への適切な支援を行い関係機関との連携を図り、生活支援に対する情報提供及び相談を行います。	人権推進課 厚生保護課 こども未来課 介護福祉課
②	DV支援措置のため、暴力被害者に対する相談体制を充実するとともに、被害者の安全確保と支援に努めます。	市民課
③	被害者の相談・保護・自立支援等について関係機関と連携し、未然防止とともに、迅速な対応に努めます。	人権推進課
④	DV被害者が経済的基盤を確立し自立した生活を送れるよう、就業に向けた相談支援を行います。	厚生保護課
⑤	DV加害者からの追及が及ばないように、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底します。	関係各課



第4章

計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとり、各種団体等あらゆる分野の参画を推進し、支援することが必要です。また、全庁的な推進体制を整備し、情報公開等を行い、住民と行政が一体となった総合的な推進を図ることが大切です。

(1) 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、さまざまな分野でのかかわりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 計画の進行管理の推進

男女共同参画計画の総合的、計画的な推進に向けて、男女共同参画計画にもとづく諸施策が実効的に行われているかについて、「(仮称)宇陀市男女共同参画計画推進委員会」を設置し、進捗状況を年度ごとに報告し、課題の検討を行い、計画の進行管理を実施していきます。

(3) 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。

あわせてこれらに対する住民意見の聴取に努め、計画の推進や計画の見直し等に反映させていきます。

(4) 国・県との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・県との連携を図ります。

第2次計画における数値目標

男女共同参画社会の確実な実現に向けて、以下の指標について目標値を掲げ、達成に向けて各種事業を推進していくものとします。

検証指標	現状	目標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：67.7% 女性：58.4%	100%に近づける
「男は仕事、女は家庭」と意識する割合 （「どちらかといえば正しいと思わない」「正しいとは思わない」の割合）	男性：63.5% 女性：67.1%	100%に近づける
審議会等における女性の登用率	21.7% (平成29年(2017年)3月31日)	30% (国参照)
市職員の管理職に占める女性の割合（一般行政職の課長級以上）	33.1% (平成29年(2017年)4月1日)	30%
	【一般行政職】19.5% (平成29年(2017年)4月1日)	
自治会における女性の会長の割合	1.4% (平成29年(2017年)4月1日)	10%に近づける
男性の育児・介護休業の取得率（庁内）	1.42% (平成28年(2016年)中： 介護休のみ)	5%
市職員の年次有給の平均年間取得日数	7.4日 (平成28年(2016年))	10日以上
校長・教頭職への女性職員の占める割合	10.0% (平成29年(2017年)4月1日)	継続的に増加
DVを受けたけれど相談できなかった方の割合	男性：28.6% 女性：17.4%	0%に近づける